

旭川福祉後見支援研究会 検討報告書

成年後見制度と権利擁護活動を推進する
「公的な専門機関」の必要性

～「地域社会が支える成年後見制度」の実現をめざして～

平成 23 年 11 月

旭川福祉後見支援研究会

目 次

はじめに	2
1. 成年後見制度の普及ならびに施策の動向	3
(1) 成年後見関係事件の概況	
(2) 成年後見制度をめぐる課題と施策の動向	
2. 旭川地域における制度普及の取り組み	8
3. 旭川地域における成年後見制度の利用状況	9
(1) 旭川家庭裁判所における成年後見制度の取り扱い状況	
(2) 旭川市における成年後見制度利用支援事業（市長申立）の概況	
(3) 専門職団体等による成年後見制度の受任状況	
4. 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実施状況	12
5. 関係機関・団体の研究会報告－成年後見制度・権利擁護活動の課題	14
6. 旭川地域の成年後見等のニーズ・実態調査結果（概要）	19
7. 権利擁護活動と連携した成年後見制度普及の方策	24
(1) 公的責任による専門的な相談・支援機関の必要性	
(2) ネットワークで支える成年後見・権利擁護支援の必要性	
(3) 成年後見活動の質の向上と権利擁護活動との融合	
(4) 旭川圏域の各自治体の連携とネットワークの必要性	
8. 研究会活動から見た「公的な専門機関」の役割と機能	27
(1) 成年後見制度及び権利擁護に関する周知、普及啓発等	
(2) 一元的な総合相談・申立支援の窓口	
(3) 成年後見活動の支援	
(4) 関係機関との調整・ネットワーク形成	
(5) 成年後見制度及び権利擁護に関する調査研究	
(6) 市民後見人の養成とサポート	
(7) 法人後見活動について	
(8) 旭川圏域の各自治体によるセンター機能の共同化	
9. 「公的な専門機関」の設置と運営	30
(1) センターの名称	
(2) 設置・運営主体	
(3) 道内外の先行事例の検討の必要	
10. 市民後見活動について	33
11. 関係諸機関・団体の「公的な専門機関」との関わり	35
12. 旭川福祉後見支援研究会 検討報告書【概要版】	39
11. 研究会活動から見た「あさひかわ福祉後見センター（仮称）」の役割と機能	40
資 料	41
別添資料	「旭川地域における成年後見等のニーズ・実態調査」

はじめに

「地域社会が支える成年後見制度」の実現をめざして、旭川地域で活動する 18 の機関・団体により本年 5 月に発足した旭川福祉後見支援研究会は月 1 回の定例研究会を開催して、次の課題について検討、協議を重ねてきた。

- (1) 成年後見制度の適切な普及と運営の方策について
- (2) 福祉ニーズを強くもつ方への成年後見活動のあり方について
- (3) 福祉後見センター(仮称)の設置構想について

検討に際しては、とくに次のような福祉的ニーズを強くもつ方に着目して、協議を行ってきた。

- (ア) 家族の老齢化、虐待や遺棄などにより、家族・親族による申立・受任ができない方
- (イ) 財産管理より福祉的支援（身上監護）を中心に求める方
- (ウ) 後見報酬を支払う資力が乏しく専門職に依頼できない方
- (エ) 地域社会からの孤立や排除により、身近な支援者がいない方

また、研究会と並行して、各構成機関・団体に対する成年後見制度・権利擁護ニーズ調査を行い、あわせて先進地域の視察を行って、旭川地域の実態にあった権利擁護体制のあり方を検討してきた。結果、今後、ますます増加する多様な成年後見・権利擁護ニーズに適切に対応するためには、

- (1) 初期相談から利用支援まで一体とした取り組みができる「公的な専門的機関」の設置が急務である
- (2) 成年後見制度の有効活用とあわせて、権利擁護の諸活動との連携が不可欠である
- (3) 「公的な専門的機関」を中心に、関係する諸機関・団体がネットワークを形成して活動を展開することが必要である

以上の結論に至ったので、これを構想としてまとめ、提言するものである。

行政などの公的な機関におかれては、成年後見制度の適切な利用と権利擁護ニーズへの対応を支援する専門的機関の設置の検討に積極的に取り組んでいただくことを熱望するものである。

2011 年 11 月 16 日

旭川福祉後見支援研究会

1. 成年後見制度の普及ならびに施策の動向

本来、成年後見制度は、事理弁識能力を欠く者あるいは不十分な者（本人）について、自ら有効に法律行為をする能力（行為能力）を制限して、後見的立場から本人の能力を補完することによって本人の財産を保護することを目的としている。

しかし、成年後見制度を利用する本人は、認知症高齢者や知的障害や精神障害の方が中心であって、この方たちは福祉サービスの受給者でもある。このことから、制度が単に本人の財産を保護・管理する役割のみならず、福祉サービスを利用するために本人の身上に配慮して事務処理を行うという福祉的な役割を果たしていることについて、社会的な合意が形成されてきている。

少子・高齢社会の進展や家族機能の変化、福祉サービスの契約利用制度への移行等の社会情勢の大きな変化は、制度の福祉的な側面をより強調するものとなっており、このことをふまえて制度の普及と運用のあり方を検討することが求められている。

（1）成年後見関係事件の概況（2010年1月-12月：最高裁判所事務総局家庭局）

（ア）制度利用が年間3万件的時代—市町村長申立が前年比25%の急増

司法統計をみると2010年の成年後見制度の申立件数は30,079件、後見等開始の審判は27,807件だった。1998年の旧制度の利用が禁治産宣告と準禁治産宣告を合わせて1,330件であったことと比べると、創設時（2000年）と比較すると制度の普及はめざましく、申立件数は約4.5倍となり、制度の利用が年間3万件的を超える時代に入った。

本人と申立人との関係は、本人の子が11,185人（約37.1%）と最も多く、配偶者や兄弟などと合わせた親族等が中心で全体の81%だが、市町村長申立の伸びが大きく3,108件（10.3%）、前年比25.8%と急増している。

この制度の普及は、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職による第3者後見活動の拡大や成年後見センターなどの相談・利用支援体制の整備、成年後見制度利用支援事業と市町村長申立の普及などの貢献が大きい。

表－1 後見等開始事件の申立推移（2000－2010年：最高裁判所事務総局家庭局）

単位：件

年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	合計
申立件数	6,693	10,488	13,983	16,930	17,129	20,124	32,125	24,727	26,459	27,397	30,079	226,134
	100%	156.7%	208.9%	253.0%	255.9%	300.7%	480.0%	369.4%	395.3%	409.3%	449.4%	—

（注）2000年のみ4－12月、その他は各年の1－12月の申立件数。下段は2000年の申立件数と対比した伸び率。

（イ）第3者後見人が40%を超え、法人後見が約41%増加

後見等開始27,807件の審判の内訳は、成年後見83.1%、保佐11.2%、補助4.1%、任意後見人選任1.6%である。

また、受任者と本人との関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹その他の親族を合わせた合計は全体の約58.6%と始めて親族等が6割を割り、第3者後見人が全体の約41.4%を占めた。

制度創設時は親族等の受任が全体の約90%だったことと比較すると、高齢化や親族関係の希薄化、資産をめぐる親族化の紛争の深刻化などを要因として、受任すべき親族が見当たらない、あるいはふさわしくない事案が増加していることが、親族以外の後見人等の確保が求められており、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職による第3者後見活動へのウエイトが高くなっている。

他方、新しく制度化された法人後見も961件あり、まだ全体の約3.4%にすぎないが、前年比約40.9%と急増している。

（2）成年後見制度をめぐる課題と施策の動向

（ア）諸外国と比べて制度の利用が低調な日本の現状

2010年に第1回の「成年後見法世界会議」が横浜で開催されたが、そこで話題となったのが、国際的なスタンダードでは最小でも総人口の約1%が潜在的利用者であることと比べて日本の制度利用は約0.15%と低調であること、また、制度の利用が後見類型に偏重して補助類型の利用が極端に少ないことなどであった。

2010年に成年後見制度の利用総数が22万6千件を超えるなど、制度は着実に普及しているといわれるが、制度創設から10年を経て、その利用と運用をめぐる様々な課題も明らかになってきており、多様な関係機関・団体によって調査研究が実施されており、各種の提言も活発にされている。

(イ)制度創設10年目で明らかになった課題

2010年7月の成年後見制度研究会（財団法人民事法務協会）報告書『成年後見制度の現状の分析と課題の検討－成年後見制度のさらなる円滑な利用に向けて－』では、主に次の諸点を課題として整理している。

- ① 成年後見人等の担い手の確保
- ② 成年後見人等による不正行為の防止
- ③ 成年後見制度の利用に向けた支援
- ④ 成年後見制度による資格制限規定の問題
- ⑤ 成年後見等の事務処理上の諸問題
－本人死亡後の事務処理、医療同意、身元保証、監督責任と賠償義務ほか－
- ⑥ 任意後見契約の問題
－任意後見受任者による不正行為への対処、法定後見への移行ほか－

(ウ)必要な方が制度を利用できる社会的システムの検討

前記の課題認識については、多くの関係者が共有するところであるが、現在、早急に解決すべきは、制度が必要な方で何らかの諸事情で利用にいたらない問題の解決であろうと思われる。

とくに、自らが制度の必要を理解できず申立ての相談にも至らない方、家族介護者の高齢化や虐待や遺棄などの家族関係の障害から家族・親族に制度の申立てや受任の支援を期待できない、あるいは利用を妨害されている方等の潜在的ニーズへの対応が大きな問題となりつつある。

これは「後見人等の担い手の確保」の問題として、家族・親族以外の第3者後見人への期待につながるが、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を中心とする第三者後見のあり方をめぐる様々な課題も生起している。

- ① 今後、さらに増加するニーズに対して専門職後見人を充分確保できるか
- ② 後見報酬を支払う資力が乏しく専門職に依頼できない方への対応
- ③ 財産管理より福祉的支援を中心に求める方に専門職後見人を安定して配置できるか

このことは、近年、市民後見によせられる期待の背景ともなっている。

多額の財産をもたず生活上のトラブルが少ない軽易なケースは、後見報酬を期待しない社会貢献型市民後見という発想から団塊の世代等を中心とした社会貢献活動として普及したいという議論もあるが、後見報酬に焦点化した主張には異論も根強くある。現在、先進的な地域で市民後見活動を織り込んだ成年後見センターの取り組みが増えているが、議論と実践の成熟が急がれているところである。

他方、法人後見活動への期待も大きくなっているが、社会福祉協議会などの公益法人による取り組みが十分普及しているとは言い難い。各種専門職や民間団体による活動も活発に取り組まれるようになってきているが、成年後見活動を行うにふさわしい法人の適格性の認定などについて、社会的なルールが確立しているとはいえない状況にある。

(3) 市町村を基盤に制度の推進体制を整備する施策

成年後見制度への市民の関心の高まりと今後さらに増加するニーズに対して、制度の適切な利用を量と質の両面から対応しようと、市町村を基盤とした体制を整備する制度や施策が積極的に行われている。近年の主な取り組みを以下にあげる。

(ア)「市民後見人の育成及び活用」を市町村の責務に

－「介護保険法等の一部を改正する法律」(2011年6月15日)

高齢化がさらに加速し「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上」(注)の高齢者が現在の208万人(平成22年)から323万人(平成37年)へと急激に増加することが推計されている。このことを背景に、今後、親族等による成年後見活動が困難な者が増加すると見込まれることから、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まることをふまえ、市町村は、

市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進するという趣旨から、市民後見人の養成と活用を市町村事業に位置付けることとし、老人福祉法を改正した。

それまでは老人福祉法第 32 条により、成年後見制度の市町村の利用支援を規定していたが、これをさらにすすめて、同条に第 2 項を追加し、「市民後見人の育成及び活用」を市町村の責務を追加規定したものである。（平成 24 年 4 月 1 日施行）

(注)「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」(平成 18 年 4 月 3 日、厚生省老人保健福祉局長通知)による 5 段階 (I・II・III・IV・M) の判定基準：I は「自立」、II は「日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる」という支援が必要な状態を表す。

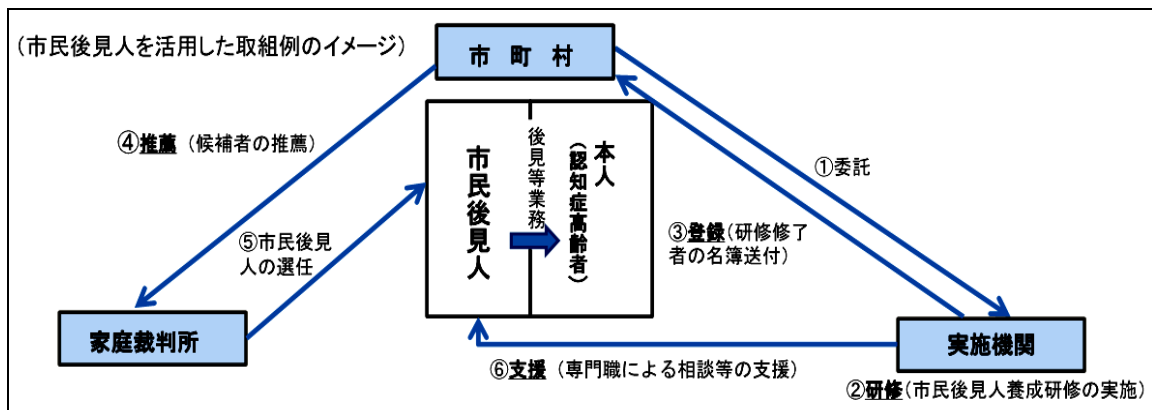
(後見等に係る体制の整備等)

第 32 条の 2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

厚生労働省の資料によると、具体的には下記の業務を想定している。

- ① 市民後見人養成研修の実施
- ② 養成講習修了者の登録
- ③ 家庭裁判所への成年後見人等候補者の推薦
- ④ 市民後見人の後見活動に対する支援・監督



以上の一連の業務について、適切な公益法人等に委託することを想定し、関係する司法・福祉関係専門職の協力を得て実施することとして、下図のような取り組みの体制を想定している。

(イ)成年後見制度利用支援事業の必須事業化

一障がい者総合福祉法(仮称)制定までの「つなぎ法」(平成 22 年 12 月 10 日施行)

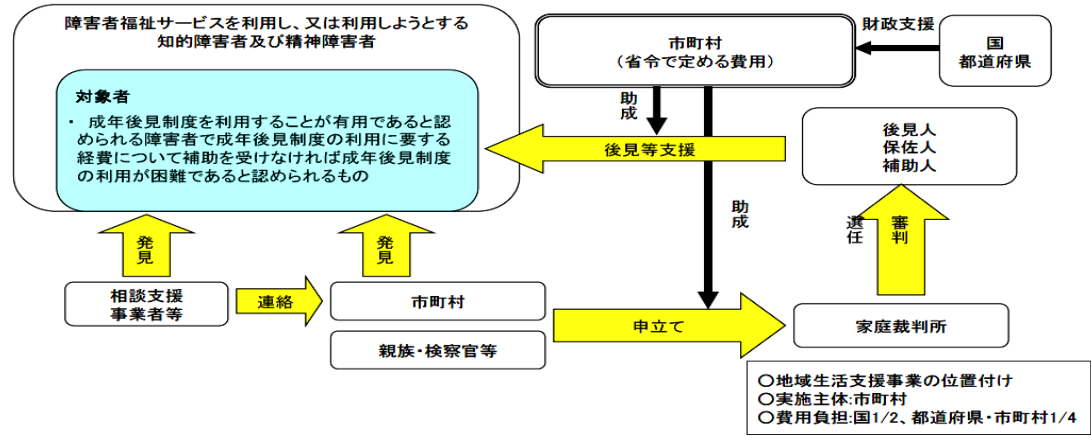
成年後見制度利用支援事業は、認知症高齢者や知的障がい・精神障がい者が、介護保険や障がい者福祉サービスの契約利用に際して、成年後見制度の利用が必要だが費用負担が困難なこと等から利用ができないことがないように、市町村が成年後見制度の申立費用や後見人等活動報酬について補助を行う事業である。（資料：旭川市の成年後見制度利用支援事業の概要を参照）

これまでは市町村の任意事業となっていたが、障がい福祉の分野においては、障害者自立支援法の見直しと「障がい者総合福祉法（仮称）」制定に関連して、「市町村の必須事業」とされた（平成 24 年 4 月 1 日施行）。

これは「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（通称：つなぎ法、平成 22 年 12 月 10 日施行）にもとづくもので、下図のように、地域の障がい相談支援事業者等による潜在的利用者の発見と送致の機能と連携して、事業をすすめることを想定している。

成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ

- 成年後見制度利用支援事業について、市町村における制度の実施の促進を図るため、市町村の地域生活支援事業を必須事業化。
- 対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。



なお、高齢者介護の分野ではまだ事業の必須化はされていないが、介護保険制度改正により平成 17 年度から新たに設置された地域包括支援センターにおいて、介護サービスの利用支援や高齢者の虐待防止・対応の取り組みと関連して、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護制度の活用につなげる「総合相談・権利擁護」が位置づけられ、社会福祉士が配置されている。

(ウ) 成年後見制度利用支援の義務化、市町村障害者虐待防止センターの設置

ー「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(2011 年 6 月 17 日)

児童虐待や配偶者暴力、高齢者虐待の防止法に続いて、障害者の虐待についても法整備がなされたが、この中で、市町村について障害者虐待防止センターの設置と合わせて、成年後見制度の利用支援を義務化した。法では、成年後見制度の利用を組み合わせ、虐待対応・予防の取り組みを規定している。(資料：障がい者虐待防止法の概要を参照)

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第 43 条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第 44 条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

障害者（児）の虐待については、これまで各種の施策が取り組まれているが、障害保健福祉部長通知「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成 17 年 10 月 20 日）においては、虐待が生ずる要因は複雑・多様であるが、下記のような共通の構図が存在すると指摘している。

- ① 虐待は密室の環境下で行われること
- ② 障害者（児）の権利を侵害する小さな出来事から心身に傷を負わせる行為にまで次第にエスカレートしていくこと
- ③ 職員に行動障害などに対する専門的な知識や技術がない場合

このことを踏まえて、虐待を未然に防止すること、虐待を早期に発見して迅速な対応を図ること、再発防止の観点からその後の支援や指導をきめ細かく行うこと等の重要性を指摘している。

障害者虐待防止法の制定とあわせて、平成 23 年度から「障害者虐待防止対策支援事業」に着手し、「関係機関の連携協力体制整備」「家庭訪問等個別支援」「虐待防止・権利擁護研修」「関係専門職の虐待対応チーム設置」等の市町村の取り組みの普及を図っている。（資料：障害者虐待防止対策支援事業の概要を参照）

2. 旭川地域における制度普及の取り組み

(1) 3 専門職団体による制度の普及と「権利擁護セミナー」の開催

成年後見制度の創設以来、旭川弁護士会・高齢者・障がい者権利委員会と成年後見センター・リーガルサポート旭川支部、北海道社会福祉士会道北地区支部・権利擁護センターぱあとなあは、それぞれ制度の相談と普及の活動を行い、また専門職による第 3 者後見活動の担い手として活動してきた。また、3 専門職団体の共同事業として「高齢者障害者の権利擁護セミナー」を各年開催し、成年後見制度と権利擁護普及の活動を行ってきた。

しかし、今後、ますます増加する制度ニーズに対して、制度の適切な利用と安定した後見活動の支援を行うためには「公的な相談支援体制」を整備することが必要であると考え、『地域で支える成年後見制度—いきいきと自分らしく生きるために—』をテーマに第9回セミナーを平成23年2月19日に開催。小樽市から高齢者グループ「杜のつどい」と行政の担当者を招聘して、平成22年4月に開設された「小樽・北しりべし成年後見センター」の取り組みを学び、旭川地域での制度の普及と公的なセンターの必要性について討議した。

セミナーには200名を超える市民が参加し、100名がアンケートに回答するなど市民の関心が非常に高いことがうかがえた。アンケートには、制度の利用について切実な悩みも多く寄せられ、80%の方が旭川の「成年後見センター」の設置に「関心が高い」とし、センターが設置されたら「利用したい」と回答された方も70%にのぼった。成年制度が市民生活に身近なものになっていることとあわせて、制度の利用に多くの課題を抱えていることが明らかになった。（資料「成年後見制度への市民の声」参照）

(2) 全国で初めて当事者団体として法人後見に取り組んだ旭川手をつなぐ育成会

社団法人旭川手をつなぐ育成会は、会員の高齢化と“親亡き後”のわが子の生活の安心を確保したいという会員の声に応えるため、育成会としては全国で初めて、平成21年4月から法人後見事業に着手した。北海道社会福祉士会道北地区支部・権利擁護センターぱあとなあはの社会福祉士の協力を得て、提携する知的障害施設の地域移行や地域生活支援の活動と連携して法人後見活動を実施する一方、「法人後見活動協力者養成講座」を開催して、法人後見活動と知的障がい者の地域活動について、市民有志の協力者登録をすすめている。

同時に、「成年後見互助会」を育成会内に組織して成年後見制度の学習や課題の協議をすすめ、他方、働く仲間の会の当事者活動に参画して本人に対する成年後見制度の理解を普及する活動を行っている。

しかし、会員や提携施設において、これから300名を超えると予想される成年後見ニーズに対して、全市的な規模での成年後見制度の利用支援体制や権利擁護の活動を担うことは、事務体制や財源確保、専門性の確保において、一民間法人の努力のみでは非常に難しいことを痛感し、公的な責任による**成年後見利用支援体制の整備を運動**するにいたる。

関東や関西の先進的な成年後見センターや権利擁護活動の取り組みを視察し、あわせて旭川家庭裁判所や行政、弁護士・司法書士・社会福祉士をはじめとする旭川市内の成年後見推進関係機関団体との懇談会を各年開催して、旭川での成年後見センターの設置の必要性について協議をすすめてきている。（資料「旭川手をつなぐ育成会の法人後見活動」参照）

3. 旭川地域における成年後見制度の利用状況

(1) 旭川家庭裁判所における成年後見制度の取り扱い状況

旭川家庭裁判所は、上川及び宗谷両総合振興局並びに留萌振興局が所管する区域のすべてと、空知及びオホーツク両総合振興局が所管する区域の一部にまたがる極めて広大な地域を所管し、留萌、稚内、紋別、名寄に支部を、富良野、深川、天塩、中頓別に出張所を置いている。職員数は、旭川地方・家庭裁判所本庁に裁判官 13 人、一般職 134 人、支部等に裁判官 6 人、一般職 32 人が勤務している。（平成 23 年 4 月現在、家庭裁判所ホームページ）

平成 22 年 11 月 17 日に旭川手をつなぐ育成会が開催した成年後見事業関係機関連絡会議での報告によると、旭川家庭裁判所が現在所管する成年後見事件は、支部・出張所を含めた管内全体で 700 件を超え、その半数以上は旭川家裁本庁の取り扱いとなっている。

事務体制の整備や迅速な処理の工夫による審理期間の短縮に努めており、また、申立費用の面でも、医師鑑定料をこれまでの 7 万円から 5 万円以下で依頼するなど、その低減に努めているとのことであった。

近年の旭川家庭裁判所における成年後見審判の概況は次のとおりである。

表－2 後見開始事件件数一覧・管内計（平成 18 年～平成 22 年）

旭川家庭裁判所

		2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年
後見開始	管内計	106	66	71	95	101
保佐開始	管内計	19	7	10	11	21
補助開始	管内計	1	12	2	7	3
合計	管内計	126	85	83	113	125

注1. 開始事件のうち、容認で終局したものの件数を示した

注2. 「管内計」とは、本庁、支部及び出張所の研修を含む

注3. 平成 18 年及び平成 19 年が会計年度（4 月から翌年 3 月）による集計値である

表－3 後見開始事件件数一覧・管内区分計

旭川家庭裁判所

		2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年
後見開始	本庁	61	60	39	61	64
	管内計	94	85	75	103	97
保佐開始	本庁	9	19	16	16	33
	管内計	26	28	24	26	47
補助開始	本庁	3	24	1	20	7
	管内計	5	26	5	20	9

注1. 開始事件のうち、容認で終局したものの件数を示した

注2. 「管内計」とは、本庁、支部及び出張所の研修を含む

注3. 後見開始等は取消の審判を含む

注4. 保佐開始等は取消及び代理権付与等保佐に関する処分の審判を含む

注5. 補助開始等は取消及び代理権付与等保佐に関する処分の審判を含む

表－4 成年後見人等受任者の内訳（平成 22 年）

旭川家庭裁判所

受任者	弁護士会	司法書士会	社会福祉士会	親族	その他	合計
件数	10	21	4	84	13	132
構成比%	7.6%	15.9%	3.0%	63.6%	9.8%	100.0%

(2) 旭川市における成年後見制度利用支援事業（市長申立）の概況

平成 13 年度に高齢者を対象に創設された成年後見制度利用支援事業（知的、精神障害は平成 15 年度から対象）について、旭川市では平成 16 年 8 月から実施し、これまで 21 件の市長申立による支援を行ってきており、研究会でその実施状況について報告と説明を受けた。そのあらまは以下の通りである。（資料「旭川手をつなぐ育成会の法人後見活動」参照）

- (ア) 事業担当：福祉保険部福祉保険課（事業調整、予算管理）
- (イ) 内容：①市長申立、②市長申立による費用助成、③後見人等への報酬助成
 ー報酬助成は、家庭裁判所が決定した報酬付与額の2分の1と次の基準額と比較して低い方の金額（基準月額：居宅利用者 14,000 円、施設利用者 9,000 円）
- (ウ) 対象（所管）：①高齢者（福祉保険部介護高齢課）、②障害（福祉保険部障害福祉課）、③精神障害（保健所健康推進課）、④生活保護受給者（福祉保険部保護課）
- (エ) 事業実施状況：市長申し立て支援の実績（表1、2）。報酬等支援の実績はなし。

後見人報酬についても支援の対象としている自治体は道内でも少ないと思われ、旭川市の積極的な姿勢がうかがえたが、研究会で議論された事業実施上の課題は次のとおりであった。

- ① 事業利用以前の問題として、成年後見制度の利用ができない人や利用しにくい人への相談支援の体制が十分ではない
- ② 事業の周知が十分ではなく、必要な人に情報が届いていない可能性がある（特に、後見活動報酬への助成制度について）
- ③ 担当窓口が対象別に分立し、総合的な支援を行いにくい体制にある（年齢や障害区分により、所管窓口がはっきりしなくなる場合がある）
- ④ 担当窓口ごとに事務体制が異なり、その取り扱いに差異がある
- ⑤ 専任の事務体制がなく、事務対応力とその専門性が安定的に確保される保障がない

表-5 旭川市成年後見制度利用支援事業の実施状況（2004-2010 年度）

	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	合計
申立	1	3	3	1	4	5	4	21
審判	1	0	6	1	3	6	4	21

（注）申立に申立後に取り下げた件数を含まない

表-6 市長申立対象別の後見類型と受任者種別

後見類型	対象				受任者			
	精神	障害	高齢	合計	弁護士	司法書士	社会福祉士	合計
成年後見	4	1	11	16	1	12	3	16
保佐	0	1	1	2	0	2	0	2
補助	0	1	2	3	0	0	3	3
合計	4	3	14	21	1	14	6	21

（3）専門職団体等の成年後見制度の受任状況

旭川弁護士会高齢者・障がい者権利委員会、成年後見センター・リーガルサポート旭川支部、北海道社会福祉士会道北地区支部・権利擁護センターぱあとなどが、それぞれ成年後見制度の相談や利用支援の活動を行っており、後見活動を受任している。制度の利用支援に際しては、法テラス旭川と提携して利用者への支援を行うほか、市長申立等との関係を含めて成年後見制度利用支援事業との調整を行っているが。

近年の制度利用ニーズの高まりの中で、本人や福祉医療の関係機関からの相談が増加し、相談ケースの調整に多くの時間がとられ、また、各専門職の受任候補者の確保が課題となりつつある。成年後見制度利用支援団体の受任状況は次のとおりである。

表-7 成年後見制度利用支援団体の受任状況（2011年3月末現在）

団体名	成年後見	保佐	補助	監督人	任意後見	合計
弁護士会	家裁依頼による高齢者・障がい者権利委員会の推薦者数					40
司法書士会	93	23	1	11	10	138
社会福祉士会	3	3	2	0	0	8
旭川手をつなぐ育成会	3	2	1	0	0	6
合計	99	28	4	11	10	152

注1：弁護士会は「旭川弁護士会高齢者・障がい者権利委員会」、司法書士は「成年後見センター・リーガルサポート旭川支部」、社会福祉士は「北海道社会福祉士会道北地区支部・権利擁護センター道北ぱあとなあ」、旭川手をつなぐ育成会は「法人後見」。

注2：監督人には「任意後見監督人」「成年後見監督人」「保佐監督人」「補助監督人」を含む

注3：任意後見には、「任意後見契約」「任意代理契約」を含む

注4：弁護士会のデータは、高齢者・障がい者権利委員会が旭川地裁の依頼により成年後見人等を推薦した人数で、一般弁護士の成年後見人等の受任数は相当あるが把握していない。

4. 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実施状況

障害者相談支援センター3 機関の研究会報告で、成年後見制度の利用のみでは「権利侵害を予防」できないという実態が明らかにされ、日常生活自立支援事業の利用促進と地域で暮らす「セーフティネット」をつくることの必要性が提言された。

現在、上川総合振興局管内の日常生活自立支援事業の利用契約者は 17 件（3 市 4 町）。その内、旭川市の利用者は 10 件で、契約準備は 7 件ある。全道の利用者は 383 件（2011 年 8 月末）だが、事業開始以降の累計でも 725 件にとどまり、成年後見制度に比べても、事業が十分普及しているとは言えない状況にある。（資料「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の概要」参照）

表－8 旭川市の日常生活自立支援事業の実施状況（2011年9月末現在、上川地域福祉生活支援センター調）

区分	認知症	知的障害	精神障害	計	上川管内計	全道計（注）
契約累計（注）	13	4	4	21	47	725
継続契約	6	2	2	10	17	383
契約準備	7	0	0	7	7	—

（注）契約累計は平成11年10月から基準日までの累計。全道計は2011年8月末現在。

（1）実施上の課題

「判断能力の不十分な方との契約事務に手間がかかる」「1 回当たり約 1,200 円の費用負担を行えない」などの制度上の問題が指摘されているが、「ニーズの増加に充分即応できない現状」について、上川地域生活支援センター（北海道社会福祉協議会上川地区事務所）は、次の諸課題をあげている。

このことに対して南富良野町では平成 18 年 6 月に、行政と社協が「福祉サービス利用援助」事業の単独実施と法人後見活動と合わせて「生活サポートセンター」を設置して、総合的な権利擁護体制を構築するなどの独自の取り組みも始まっている。

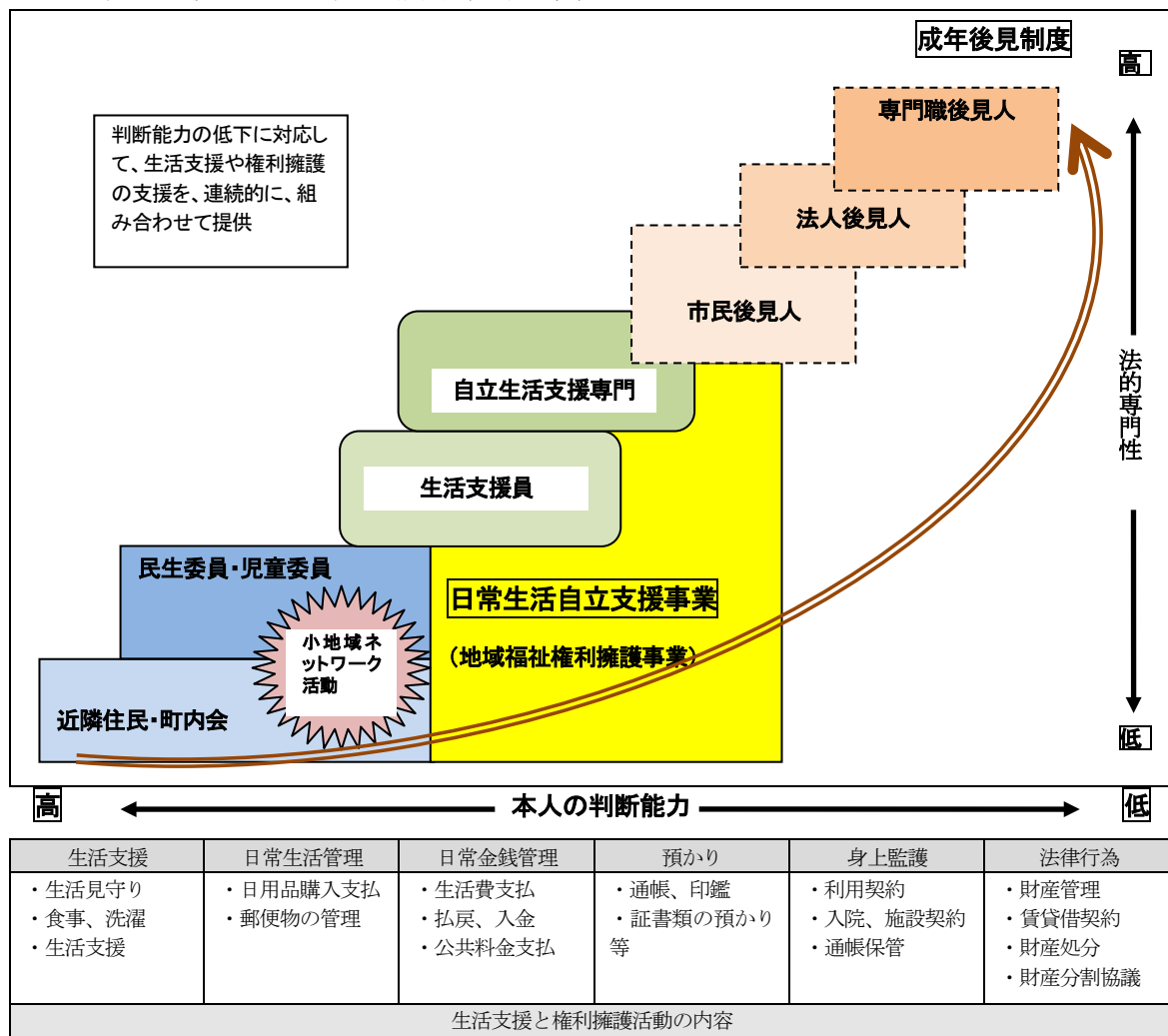
- （ア）専門員 1 人配置では広域の事業展開に十分対応できない（初回訪問までの期間は 1 ヶ月～1 ヶ月半）
- （イ）本人同意や関係者との調整の事務量が多くサービス決定まで時間がかかる（契約までの期間は 2 ヶ月～3 ヶ月）
- （ウ）サービスの担い手となる生活支援員が不足しており、とくに旭川市では顕著である（旭川市の生活支援員登録は 5 名、新規 20 名の養成を調整中）

（2）今後の展開

北海道社会福祉協議会は、平成 24 年度に向けて市町村社協について、現行の生活支援員の推薦・協力に加えて、業務の一部を委託拡大するモデル事業を実施中であり、実施体制の再構築を検討している。

あわせて、成年後見制度との関わりでは、判断能力の低下のレベルに対応して、地域住民による見守り生活支援活動（小地域ネットワーク活動）と日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を組み合わせ、
「新しい権利擁護・生活支援活動」を普及しようと下図のような取り組みを提案している。

図－1 地域生活支援における地域福祉権利擁護事業の位置付け（2011年北海道社会福祉協議会作成：一部修正）



5. 関係機関・団体の研究会報告―成年後見制度・権利擁護活動の課題

成年後見制度や権利擁護活動の取り組みの状況と課題について、研究会を構成する18団体・機関から報告を受けた内容は次のとおりである。

(1) 旭川市居宅介護支援事業所等連絡協議会

《ケアマネージャーの現状と課題》

- (ア) ケアマネージャーは高齢者及びその家族にとっては身近にいる一番の相談窓口であるが、後見制度全般に関しては、多くの相談を受けている訳ではない。
- (イ) ケアマネージャー自身も後見制度全般についての知識が不十分であり、業務も多忙であることから、積極的な介入を敬遠しがちである。
- (ウ) 高齢者及びその家族は制度が複雑であり、専門的な用語や知識が必要となるために、具体的な進展や結論が出ることなく、問題が解決しないままになる。
- (エ) ケアマネージャー個々のスキルの向上も必要とされるが、相談者及びケアマネージャーが安心して相談できる専門的な総合機関が必要と考える。

(2) 北海道医療ソーシャルワーカー協会北支部

《相談対応事例から》

- (ア) 医療・福祉分野における「自己決定」「選択」「契約」が重視されるが、自分で判断したり金銭管理ができず、家族の協力も得られない方の権利を擁護し、安心して生活できるよう制度の活用と使いやすい制度になるよう充実が求められる。
- (イ) 末期の肝臓がんと診断。天涯孤独で結婚歴もなく、兄弟も疎遠で所在不明。通帳や現金を持参したが、入院期間の長期化や、現金不足の場合など、通帳から現金を引き出す役割が必要。親族の有無を調べて、親族がいれば協力を求めるが、病院が親族調査をしたり、銀行・郵便局の現金引き出しをするのは限界。成年後見人制度を活用できればよいが、がん末期で余命1か月未満といわれる患者が入院した場合の金銭管理について、緊急的に早急・円滑に成年後見人制度を利用できるようなシステムづくりと充実が求められる。
- (ウ) 市内の専門職に職業後見人として依頼、成年後見人事務を進める。親族関係を調べた結果、本人の両親は他界、兄弟もいないことが判明。両親の兄弟はすべて他界しており、姪などは本人とまったく面識がないが、姪と話し合い、成年後見の同意を承諾。しかし問題は残されており侵襲的医療同意に関することについては職業後見人でも姪でもできない。命にかかわる治療については主治医の判断に任せられることになるが、その裏付けとなる機関はいったいどこなのか？主治医が全て責任を持たされることになるのか？認知症によりコミュニケーションは不可能。成年後見開始まで姪が本人のカードで支払い等を行う。成年後見制度に関する医療的な限界を垣間見た事例だった。

(3) 旭川市地域包括支援センター(9か所)

《地域包括支援センターにおける課題》

- (ア) 制度そのものが煩雑で理解することが難しい(説明に時間がかかる。普及啓発の問題)
- (イ) センターとして、制度活用に向けて対応するには手間がかかる(地域包括支援センターは、総合相談業務の一環として成年後見制度の対応をするが、成年後見制度の専門相談機関ではない)
- (ウ) 報酬が発生するため、金銭的負担が大きくなる場合がある。
- (エ) 家族の権利侵害に関する理解が低い(必要な人が適切に制度を活用できていない)
- (オ) 後見人の担い手が少ない
- (カ) 全体を通し、成年後見制度に関する受け皿が必要

(4) 障害者相談支援センター3機関

ー旭川市障害者総合相談支援センターあそと／上川圏域障がい者総合相談支援センターねっと／発達障害者支援道北地域センターきたのまち

《障害者相談機関における課題》

- (ア) 精神障害の場合、長期間の治療歴やその間に発生する問題から、家族の関係は必ずしも良いとは言えず、トラブルが考えられる親族でも、感情的な問題でこじれると、その後の医療契約上の問題が発生することも考えられるため、強引に申請を進めることができずにいる。
- (イ) 医療同意などの課題
- (ウ) 金銭的な問題があるとしても医療同意や身元保証をしてくれる親族がいれば、医療機関としては、命にかかわる問題なので医療行為を優先してしまう。
- (エ) 全く身寄りのない方の医療同意についてはさらに深刻な課題。精神科の場合、家族関係が悪化しているケースを抱えている。
- (オ) 親や家族の思いの反映
- (カ) 申請前に相談できる仕組みや機関が現在はない。
- (キ) 開始後も、親や家族と後見人などが一緒に「暮らし」を考える仕組みがまだ不十分。
- (ク) 日常生活自立支援事業の柔軟な活用
- (ケ) 現在の事業は、対象となる方が限られたり、支援的な視点が不十分だったりして利用がしにくい。
- (コ) 成年後見制度だけでなく、日常生活自立支援事業の利用を促進していくことも必要ではないか。
- (サ) 地域で暮らすためのセーフティネットの不足
- (シ) 成年後見制度を利用しても、予防につながらない現状。セーフティネットの確立ができていない。

(5) 旭川知的障がい施設連絡会

《成年後見制度への意見》

- (ア) 育成会や裁判所と連携を図り、家族向け研修会や利用を進めています。はじめた当初より家族の理解や制度に対する意識も高まっていますが「財産管理」や「身上監護」など受けもらえる人を探す事や申請から決定に至るまでに時間がかかる事が気になります。(当事業所は、単体ではなく法人で委員会を設けて家族に呼びかけています)
- (イ) 報酬の問題があると年金だけの障害者にとって制度の活用は難しい。ボランティアではできないことだと思います。市の制度の利用拡充が求められます。
- (ウ) 当面あまり必要性は感じないが、将来的に親等の親族がいなくなった時は必要なものと考えてる中で、事務手続きの簡素化及び申立て費用・報酬の軽減対策が課題と思われる。
- (エ) 申立て手続き等、困難性が高いと感じています。(申立人、診断書、費用等)

《「市民後見人の養成・活用」についての意見》

- (ア) 一般的に受けてくれる人が増えればもっと使いやすい制度になるので進めて欲しいですが、財産に関しては良く事件にもなっているので処理の仕方だけでなく、責任意識の育成や監査方法の充実も必要だと思います。
- (イ) 市民後見人が多くなるのは歓迎しますが、安上がりにはできるという発想ではダメだと思います。障害者個々人のことをよく理解してくれる人が増えるということが重要だと思います。
- (ウ) 身近に利用でき、費用の面も心配なく利用できる体制つくりのため、市町村で実施していただきたい。
- (エ) 公的な機関の監督人がついた上で行い、有志を募るだけでは制度として進んでいけないのではないか。

(6) 社団法人旭川手をつなぐ育成会

《法人後見事業推進上の課題》

- (ア) 事務執行者の確保と報酬予算の充実
- (イ) 法人後見業務執行体制の充実

《センターへの期待》

- (ア) 制度はわかるが、いつどういうタイミングの時に、だれに頼んで利用するかが課題である（親が元気なうちは大丈夫）
- (イ) 相続の時は必要性が高い
- (ウ) 成年後見申立てに関する相談支援や申請手続きの支援をしてほしい
- (エ) 親や親族が後見人等を受任した場合、安心して後見活動に取り組めるようアドバイスとサポートをしてほしい
- (オ) 後見人等を紹介してほしい（専門家・市民後見人等）
- (カ) 後見活動について監視、チェックしてほしい
- (キ) 後見監督人も紹介してほしい（知的障害者の場合、金銭管理より身上監護が心配）
- (ク) 長期間の生活設計（人生設計）を豊かにするようなパートナーとなってほしい
- (ケ) 知的障害の特性を理解する相談員を配置してほしい

(7) 旭川市老人福祉施設協議会

《老人福祉施設における課題》

- (ア) 申立て費用や報酬など、金銭的負担が大きく、負担が困難な場合がある。
- (イ) 手続きが煩雑であり、制度利用に結びつかない。
- (ウ) ご家族の権利侵害、及び、後見制度に対する意識、理解が低い。
- (エ) 相談援助者の権利侵害、及び、後見制度に関する知識が不十分である。
- (オ) 医療同意について課題が残る。

《センターへの期待》

- (ア) 申請時の相談支援。
- (イ) 後見人のサポート。
- (ウ) 勉強会や意見交換の場の提供。

(8) 社会福祉法人旭川市社会福祉協議会

《社協業務から見えてきた権利擁護にかかる課題》

- (ア) 成年後見は財産がない方は利用できないのが現状
- (イ) 後見人のなり手不足、親なき後を任せられる継続的な後見人確保が困難
- (ウ) 真の契約社会の到来
- (エ) 日常生活自立支援事業の限界
- (オ) 認知症の方の身上監護重要性
- (カ) 保証人、同意人が不在で必要な支援が受けられない方がいる

《課題解決に向けて必要と思われる仕組み》

- (ア) 法人後見 後見人の年齢に左右されない安定した後見業務の確保。後見人報酬が見込めないケースの切り札
- (イ) 市民後見人養成 頼れる親族がおらず多額の財産がなく紛争性の低いケースを担当できる人を要請 身上監護に重点を置いた後見活動
- (ウ) 日常生活自立支援事業 広域化の解消、利用までの時間の長期化の解消、周知活動を通じた対象者の発見
- (エ) 権利擁護相談 親族後見人のサポート。新たな権利擁護問題への対応、虐待事例の相談

(9) 北海道社会福祉士会道北地区支部・権利擁護センターぱあととあ北海道

《ぱあととあ活動の課題》

- (ア) 後見人登録者の不足
- (イ) 受任者数をどう増やしていくのか。
- (ウ) 弁護士会、司法書士会、行政書士会、育成会法人後見等との更なる連携
- (エ) 利益相反になる場面での対応

《センターに期待する役割》

- (ア) 相談・支援の１本化、センターにいけば、ケースに応じた相談ができる
- (イ) 利用手続き支援、申し立て支援、(わかりやすく、個別支援、家族支援等も)
- (ウ) 申し立て費用や後見活動報酬などの助成に関する相談 (利用支援等)
- (エ) 家族支援の視点
 - ① 親族後見人の相談、研修、家族の支援
 - ② 関係機関と連携した支援計画、支援体制
- (オ) 第三者後見人等の候補者の推薦
- (カ) 成年後見に関するセミナー等の開催 (広報、普及、啓発活動)
- (キ) 市民後見人の養成(協力者養成講座等の開催)、要請・受任の調整、サポート
- (ク) 成年後見活動にかかわる相談・支援 (フォローアップ、不得意分野の補完)
- (ケ) 後見活動と社会的福祉支援活動の一体的な取り組み
- (コ) 権利擁護、地域見守りなどの地域福祉体制の構築～保健・医療・福祉・教育・労働などと連携
- (サ) 成年後見・権利擁護活動に関する事例検討や研究
- (シ) 近郊市町村の行政、市民、関係機関等との連携(広域連携)
- (ス) 弁護士、司法書士、行政書士等権利擁護関係機関・団体とのネットワーク構築
- (セ) 障害者虐待防止法で設置される「市町村障害者虐待防止センター」との連携

(10) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート旭川支部

《司法書士が第三者後見人として、成年後見人等に就任する特徴的な事案》

- (ア) 被後見人等に、後見人等として就任可能な親族等がない場合
 - ① 被後見人等に、親族等が全くいない場合
 - ② 被後見人等に、親族等はあるが、保有財産が高額であるため親族等の管理に不安がある場合
 - ③ 被後見人等の親族間に争いがある場合、親族の中に被後見人(本人)に対する虐待(身体的、経済的、等)がある場合
- (イ) 被後見人等に、専門知識に基づく解決が必要な場合
 - ① 被後見人等が、経済的に困窮しており、生活の基盤を整える必要がある場合
 - ② 被後見人等が、悪質商法などの被害にあっているなど、法的解決が必要な場合
 - ③ 被後見人等の保有財産が高額であり、かつ、処分行為等が必要な場合

《現状と課題》

当団体は、司法書士を正会員として平成 11 年 12 月に設立され、平成 12 年 4 月に新しい成年後見制度がスタートして以来、成年後見制度に深く携わってきた。具体的な成年後見制度への関わりとしては、

- (ア) 成年後見制度に関する様々な相談
 - ① 本人や親族からの相談
 - ② 医療・福祉の関係者、行政の担当者等からの相談
- (イ) 申立書作成
- (ウ) 第三者後見人として、家裁から依頼に応じ受任

現在、当法人は、第三者後見人としては、最大の受任件数である
- (エ) 啓蒙活動
 - ① 年 1 回、弁護士会及び社会福祉士会と合同で「高齢者障害者の権利擁護セミナー」を開催
 - ② 成年後見制度無料相談会の実施

課題としては、司法書士という職業上、財産管理分野を得意としており、身上監護について、知識見識を向上させていく必要があることがあげられる。また、当旭川福祉後見支援研究会にて他の構成団体の報告から、相談を必要としている方が、法律家に相談することに「敷居の高さ」を感じているということを聞き、司法書士へのアクセスをより充実させていく必要があると感じている。

(11) 旭川弁護士会高齢者・障がい者権利委員会

平成 22 年度の旭川弁護士会高齢者・障がい者権利委員会の委員は 10 名。成年後見人等候補者登録名簿に登録している弁護士数は 42 名（2011 年 1 月 27 日時点）であり、旭川家庭裁判所に成年後見人等候補者登録名簿を提出している。登録する条件は「弁護士保険」に加入していることのみである。旭川弁護士会高齢者・障がい者権利委員会は「旭川弁護士会高齢者・障がい者支援センター」を統括して、次の活動をしている。

<旭川弁護士会高齢者・障がい者支援センターの活動>

□ 成年後見制度関係の活動

- (ア) 家庭裁判所から成年後見人等の推薦依頼がきたときは、上記登録名簿から、原則登録順に、候補者を旭川弁護士会高齢者・障がい者権利委員会の評決で推薦している。
- (イ) 事件本人等関係者との利害関係がある場合や事件本人が若年の障がい者で長期の支援が必要である場合などはその都度、評議で検討し、適任者を推薦している。
- (ウ) 平成 12 年 9 月 15 日から平成 23 年 7 月 29 日までに旭川家庭裁判所に成年後見人等候補者を推薦した件数は 40 件である。

□ 高齢者・障がい者への相談活動の実施

(ア) 北海道弁護士”ホッと”ラインの実施

平成 22 年 8 月 2 日から、札幌、釧路、函館、旭川の各弁護士会加入の「北海道弁護士会高齢者・障がい者支援センター」弁護士が主体となって、高齢者・障がい者への無料電話相談を実施し、ケースによっては面接押す段も実施している。

(イ) 高齢者・障がいのための来館相談の実施

平成 23 年 5 月から、旭川弁護士会法律相談センターの相談日の枠組みを用いて、65 歳以上の高齢者と障害者の専門相談を実施(有料)

□ 高齢者障害者の権利擁護セミナーの開催

平成 15 年から毎年、（公社）成年後見センター・リーガルサポート旭川支部と（社）北海道社会福祉士会道北支部との三者共催で、高齢者障害者の権利擁護セミナーを開催して啓発活動を行っており、平成 21 年度からは法テラス旭川地方事務所が加わって四者で開催している。

□ その他の活動

- (ア) 旭川市地域高齢者生活支援ネットワークへの参加
- (イ) 地域包括支援センター等の各種研修への講師派遣

<今後の活動>

日本弁護士連合会の高齢者対策会議では全国の単位弁護士会で、標準事業案の趣旨に沿う高齢者・障がい者のための出張相談ないしは拠点出張相談を計画している。

旭川弁護士会高齢者・障がい者支援センターとしては、法テラスとの協力を得て、実施を検討しているが、高齢者・障がい者権利委員会では市内 9 か所の地域包括支援センターでの出張相談ができないかを企画している。

6. 旭川地域の成年後見等のニーズ・実態調査結果（概要）

研究会構成団体を中心に、成年後見制度の利用状況並びに権利擁護ニーズについて調査し、制度利用の諸課題、「センター」に期待する役割などについて意見を聴取した。

（1）調査の概要

（ア）目的

成年後見制度利用における現状・実情や課題、又制度利用に至らない課題等を調査し、今後の旭川地域の成年後見制度の利用及び権利擁護事業の促進に向けた基礎資料を得る

（イ）調査項目

相談支援の状況、制度の利用状況、権利擁護ニーズの状況、制度利用の課題と方策、市民後見人活動への意見、福祉後見支援センターへの意見、成年後見・権利擁護普及の意見

（ウ）調査対象及び調査方法、回答の状況

□対象 205 か所（回答 92 か所）

①相談支援分野 61 か所（20 か所）：地域包括支援センター、障害者相談支援 3 機関、北海道医療ソーシャルワーカー協会北支部

②生活支援分野 144 か所（72 か所）：旭川市居宅介護支援事業所等連絡協議会、旭川知的障がい施設連絡会、精神保健福祉士道北ブロック

□調査方法：調査票／郵送、メール送信

□調査時期：2011 年 8 月 16 日 - 9 月 16 日／調査基準日：2011 年 7 月末

□調査回答結果の表記は以下の区分によった

①「知的障害」：旭川知的障がい施設連絡会。

②「高齢者」：旭川市居宅介護支援事業所等連絡協議会（居宅介護支援事業所）。

③「精神障害」：北海道精神保健福祉士協会 道北ブロック（旭川市内の精神保健福祉士が所属する精神科医療機関・生活支援事業所等）。

④「相談援助」：旭川市地域包括支援センター、障害者相談支援センター 3 機関（旭川市障害者総合相談支援センターあそと、上川圏域障がい者総合相談支援センターねっと、発達障害者支援道北地域センターきたのまち）、北海道医療ソーシャルワーカー協会北支部

表-9 調査の対象と回答の状況

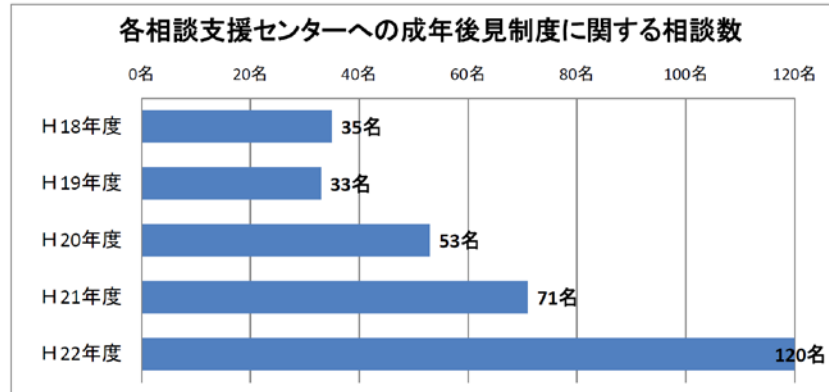
分野	調査対象	対象数	回答数	回答構成比	支援者数
相談支援	地域包括支援センター	9 機関	9 機関	9.8	
	障害者相談支援センター3 機関 （あそと・ねっと・きたのまち）	3 機関	3 機関	3.3%	
	病院等医療ソーシャルワーカー	49 人	8 人	8.7%	
生活支援	居宅介護支援事業所	104 事業所	45 事業所	48.9%	2,993 名
	知的障がい施設	18 施設	13 施設	14.1%	705 名
	病院・事業所の精神保健福祉士	22 機関	14 機関	15.2%	877 名
合 計		205 か所	92 か所	100.0%	

(2) 調査の結果(概要)

(ア) 成年後見制度にかかる相談と利用の状況

①相談支援機関への相談件数が急増

2006 年度から 5 か年で 3.4 倍に急増しており、とりわけ地域包括支援センターの伸びが大きく、2010 年度の相談は 98 件で全体 (120 件) の 8 割を占めている。



②生活支援機関の成年後見制度の利用者は 110 名

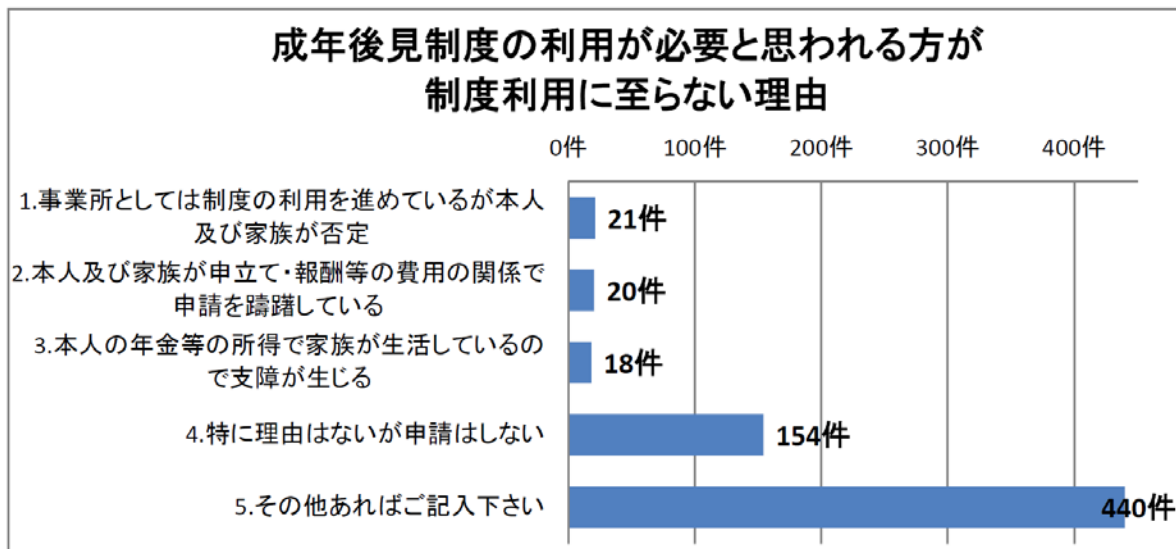
居宅介護支援事業所等を利用 (契約) 者のうち制度の利用は 110 名で支援者総数 (4,629 名) の 2.4%、「後見」が全体の 90.9%を占めた。利用者が最も多いのは知的障がい施設の 80 名。

③生活支援機関の成年後見制度の利用検討は 305 名

制度の利用を具体的に調整している者は 19 名、将来の利用を検討している者は 286 名にのぼる。利用検討者は支援者総数 (4,629 名) の 6.6%である。検討する利用者の多いのは知的障がい施設の 269 名、次に、居宅介護支援事業所の 27 名である。

(イ) 成年後見制度の利用に至らない理由

“本人・家族の同意” “申立等の費用” “家族の生活に支障” などの回答は少なく、最も多いのは「その他の意見」の 440 件 (67.8%)、次は「特に理由はない」154 件 (23.7%) だった。「その他の意見」には、“制度に対する理解と手続きの面倒さ” “事業所にて財産管理をしているため” “今後、状況に応じて申請を検討” “必要を感じていない” などであった。



(ウ) 権利擁護が必要なニーズをもつ利用者の状況

① 成年後見・権利擁護支援の「予備軍」は2,222名。

“権利擁護が必要なニーズ”を「意思・責任能力」「生活管理能力」「代理者・保証人の有無」「権利侵害」の 4 つのカテゴリーで設問した。

成年後見制度利用の「予備軍」と見込まれる“権利擁護が必要なニーズ”を持つ方は「実数で 2,222 名」にのぼった (相談支援と生活支援分野の合計)。この内、居宅介護支援事業所が 838 名、知的障がい施設で 760 名であった。

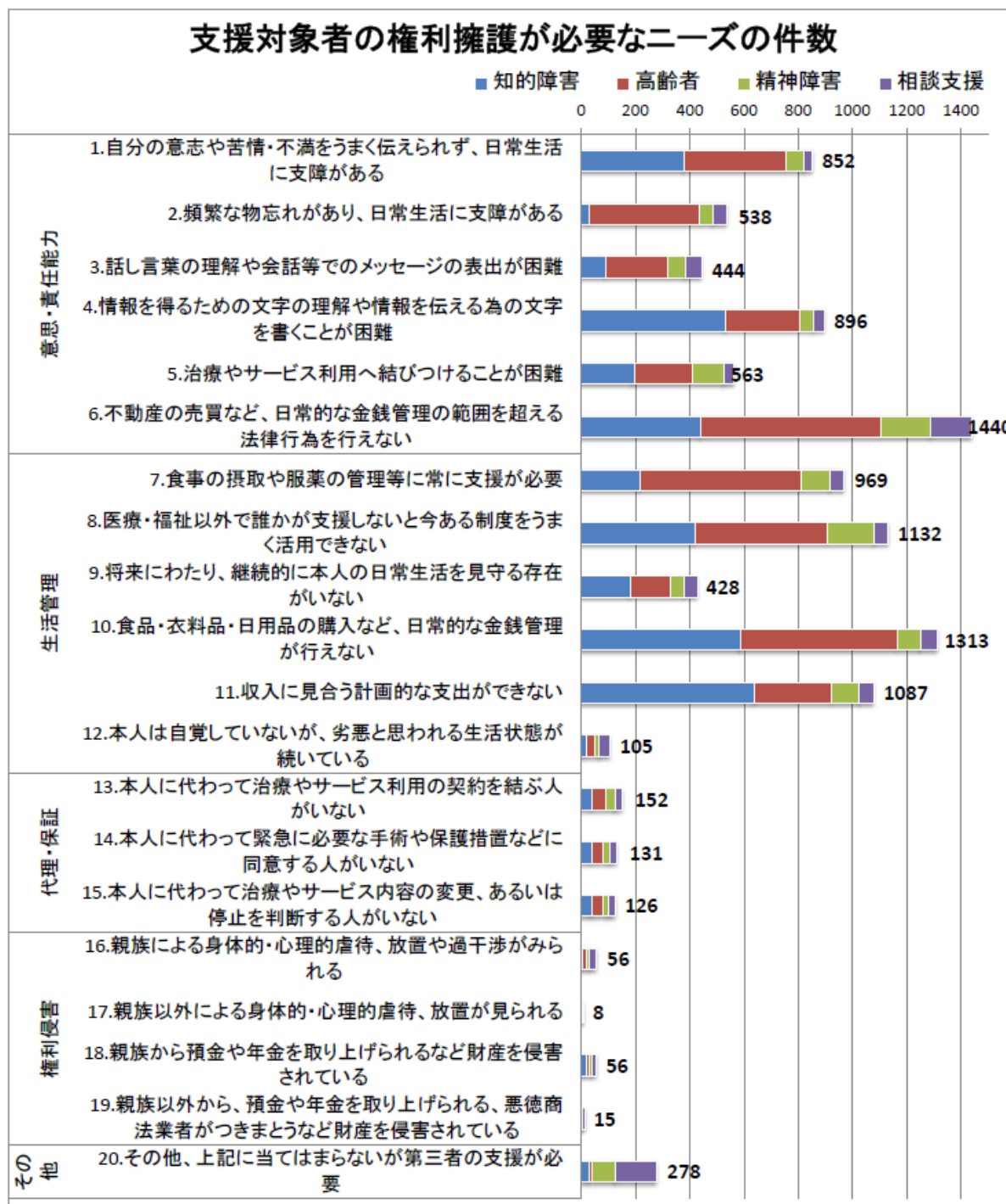
ニーズの内容では「不動産の売買など、日常的な範囲を超える法律行為を行えてない」が最も多くは

1,440 件 (64.8%)、次いで「食品・・・、日常的な金銭管理が行えない」1,313 件 (59.1%) である。対象者によってニーズの違いがあり、知的障がい施設の回答では「収入に見合う計画的な支出ができない」が 760 名の内 640 名 (84.2%) で一番多かった。

これらは、成年後見制度の利用のみならず、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用を含めて、権利擁護対象として社会福祉支援が必要なケースである。

② 100 人を超える「代理者不在」―「親族による虐待」も 56 人

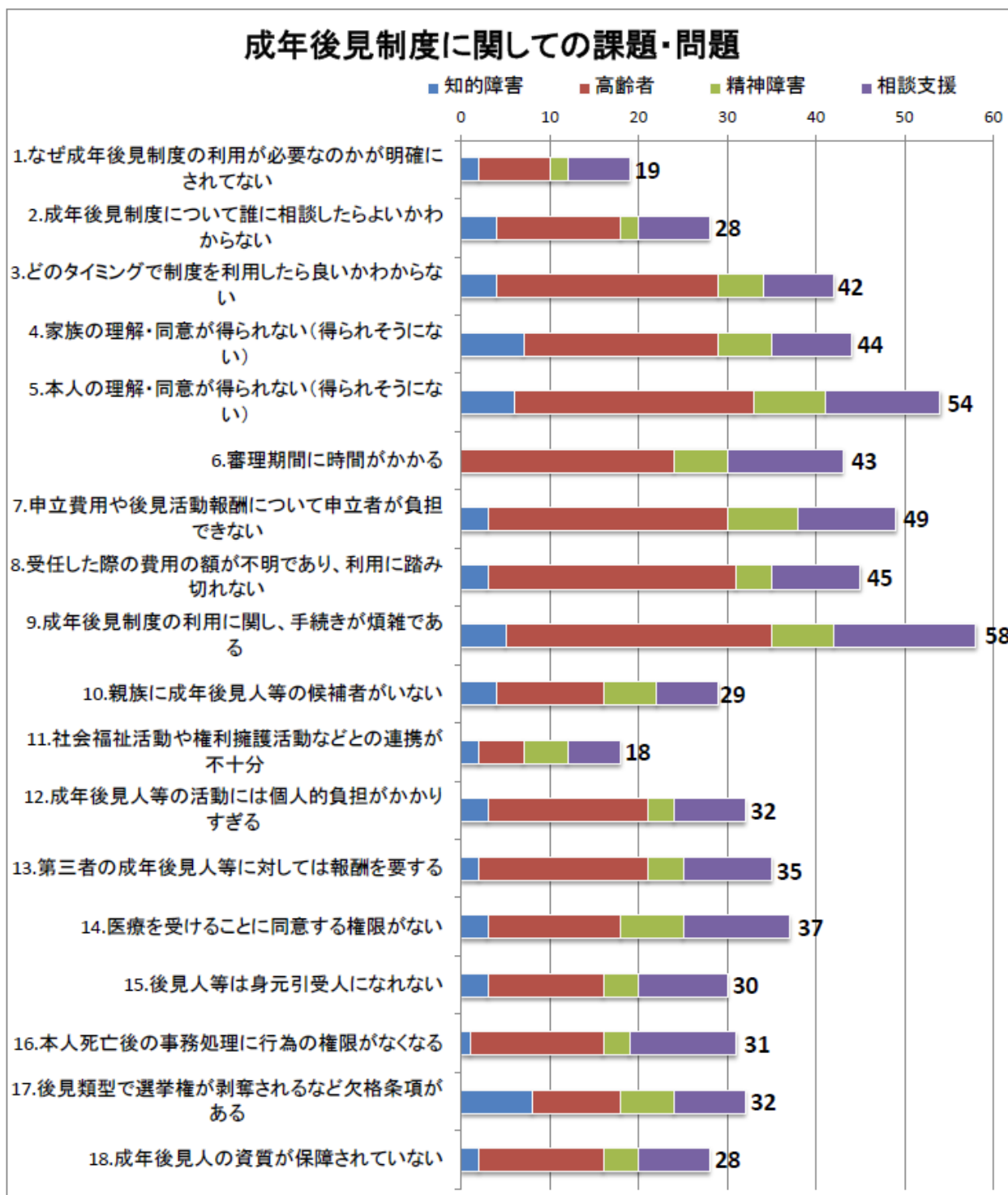
設問の No13-15 の「代理者・保証人の有無」、No16-19 の「権利侵害」の項目について、“本人に代わって契約を結ぶ人がいない”ケースは 152 名、“親族による虐待”のあるケースは 56 名あった。これらは、成年後見制度の利用と虐待対応などの緊急支援の双方が必要なケースである。



※「知的障害」は旭川知的障がい施設連絡会、「高齢者」は旭川居宅介護支援事業所等連絡協議会、「精神障害」は北海道精神保健福祉士協会道北ブロック、「相談援助」は地域包括支援センターと障害者相談支援センター(3ヶ所)と北海道医療ソーシャルワーカー協会北支部からのアンケートの回答である

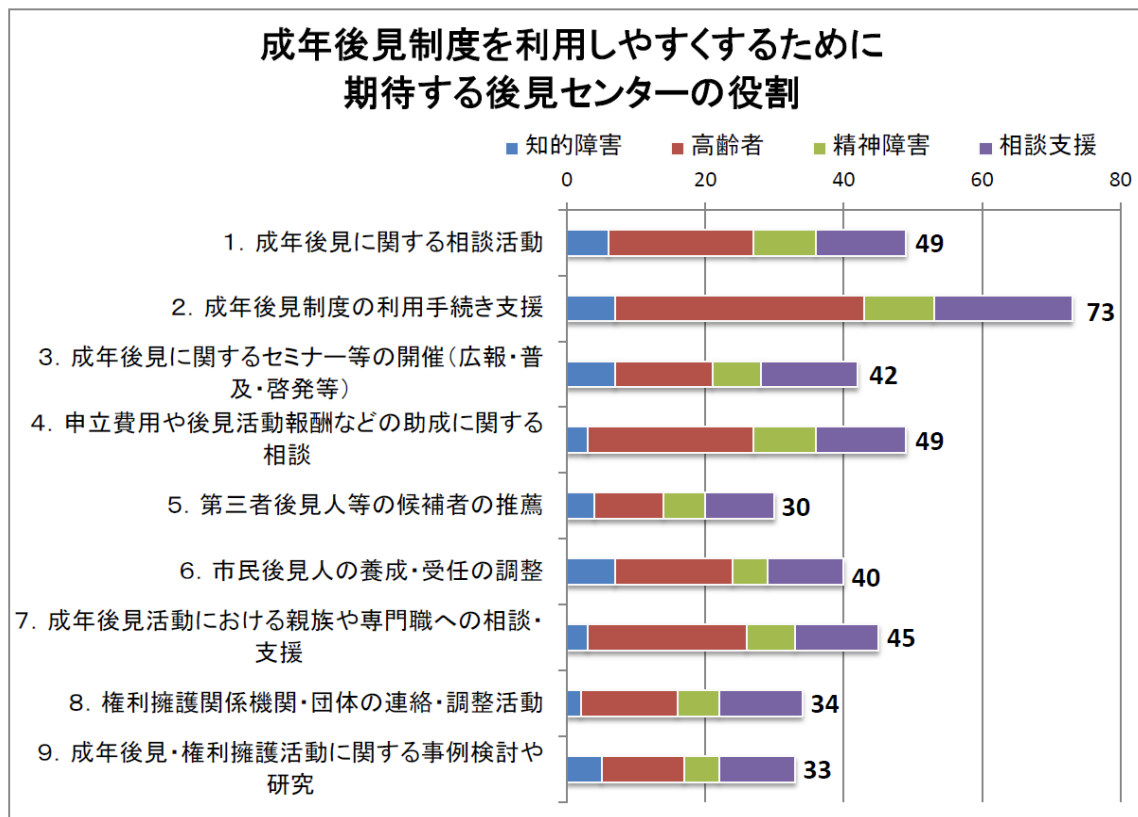
(エ) 成年後見制度を利用する際の問題は「煩雑な手続き」と「本人同意」

- ① 制度利用の前では、「家族と本人の同意が得られない（得られそうにない）」44 件、「制度利用のタイミングがわからない」42 件が多かった。
- ② 制度の申請では、「成年後見制度の利用に関し手続きが煩雑である」が 58 件。
- ③ 制度利用後では、「医療行為の同意」「保証人の確保」が多く、次いで「後見報酬」の問題が 30 件台の回答があった。全回答は 654 件。



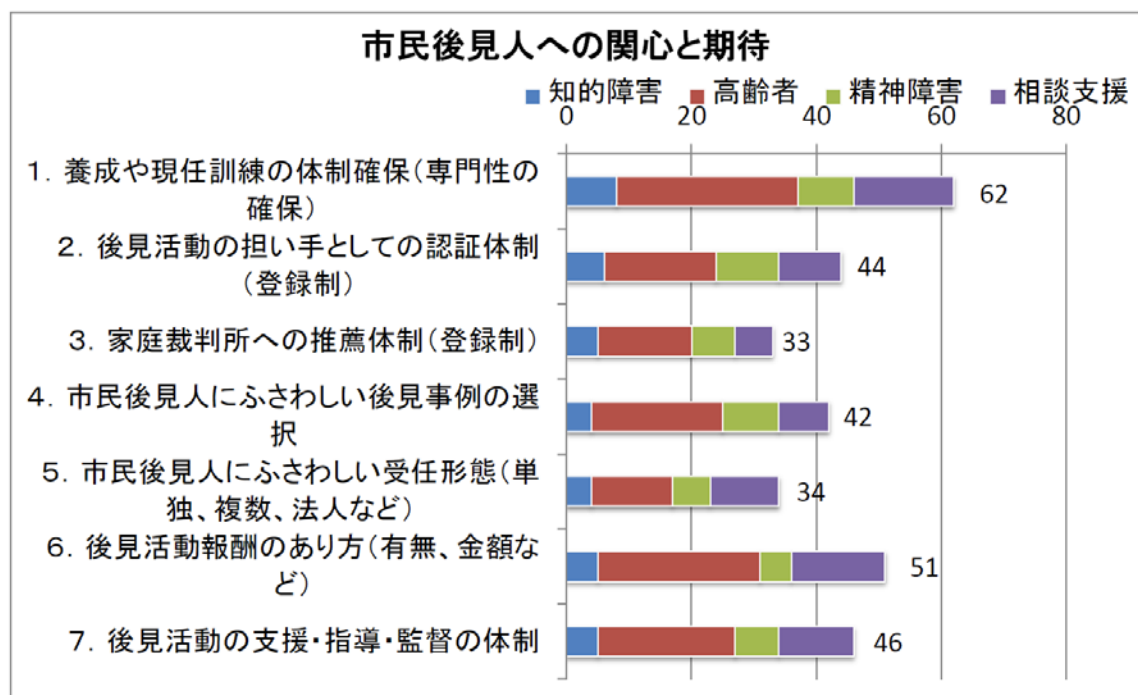
(オ) 検討している成年後見利用支援の「センター」への期待

全回答 91 件の内、成年後見制度利用の「手続き支援」が 73 件（全回答の 80.2%）、「相談支援」「申立・後見活動報酬の助成」がそれぞれ 49 件（53.8%）、次いで、親族や専門職への「後見活動の相談支援」45 件（49.5%）となった。



(カ) 市民後見活動の普及に必要な配慮

市民後見人の普及に際しては、[養成や訓練による専門性の確保が必要]と思う回答が 62 件（68.1%）と最も多かった。市民後見人の「後見活動報酬のあり方」（51 件 56.0%）にも関心は高く、「認証・登録体制」（44 件 48.4%）、「市民後見人にふさわしい後見事例」（42 件 46.2%）となった。



7. 権利擁護活動と連携した成年後見制度普及の方策

研究会報告ならびに権利擁護ニーズ調査で把握した、成年後見制度の適切な利用をすすめるためには、次の方策が必要であるとの結論に達した。

- 公的責任による専門的な相談・支援機関の必要性
- ネットワークで支える成年後見・権利擁護支援の必要性
- 成年後見活動の質の向上と権利擁護活動との融合の必要性

権利擁護活動と連携した成年後見制度普及のための「専門的な相談・支援機関」の役割と機能については、次章（8）において提案する。

（1）公的責任による専門的な相談・支援機関（以下、「公的な専門機関」という）設置の必要性

（ア）急増するニーズに対する「民間の取り組みの限界」

これまで各専門職団体等によって成年後見制度の利用支援が行われてきたが、近年、成年後見制度の相談・支援ニーズは急速に増大しており、もはや機関・団体が単独で対応するには限界がある。

（イ）制度の適切な利用を保障する「公的支援」の必要

家族・親族の支援が得られず、また、第三者の専門職後見人を依頼する資力の乏しい利用者については、「公的な専門機関」が市長申立や成年後見制度利用支援事業の利用などの公的支援との連絡・調整に積極的な役割を果たすことが期待される。

（ウ）利用者の立場に立った信頼できる「公正・中立」な相談・支援窓口の必要

他方、成年後見制度の普及とともに市民の関心が高まるなか、制度の正しい理解と十分な判断力をもって制度を利用できる環境を整備する必要がある。とくに、任意後見契約や任意代理契約についてはこのことが強く求められるので、市民の選択と決定を支援する権威ある公的な相談窓口としても早急に整備が必要である。

（エ）専門性と総合性が担保される「安定した体制」の必要

制度の適切な利用を保障するためには、一般市民はもとより、関係する福祉医療現場について、初期相談から申立支援、そして成年後見人等の活動支援まで一体とした取り扱いが出来る専門的な相談・支援機関（以下、「公的な専門機関という」）の設置が必要である。

（オ）地域社会のネットワークづくりへの「環境整備」の必要

成年後見制度による「法的支援」と利用者が抱える様々な権利擁護問題への「福祉的支援」を一体のものとしてとらえて、関係諸機関・団体の活動連携と公的施策との結合を促進するネットワークを公的に整備することが必要である。

（カ）「市民後見人」活動の適切な普及への公的な体制の必要

さらに、成年後見ニーズの増大に対し、近い将来において、専門職の第三者後見人を確保することが困難となることが予想されるので、「市民後見人」を地域における幅広い権利擁護活動の担い手として積極的に位置づけて、この養成と登録、活動支援と監督の体制を検討し、文字通り「地域社会が支える成年後見・権利擁護の体制」をめざすことが望まれている。

(2) 地域のネットワークで支える成年後見・権利擁護支援体制の必要性

(ア) 「公的な専門機関」のみの体制には限界

急激に増大することが見込まれる相談支援ニーズに対し、前述した「公的な専門機関」のみで一元的に対応するには限界がある。各専門職団体の制度利用支援機能や福祉医療現場の相談支援機能との有機的な連携と役割分担を確保し、関係諸機関とのネットワークで支える体制をつくることが不可欠である。

(イ) 地域包括支援センター等、相談支援体制との連携がポイント

とくに、総合相談・権利擁護機能をもつ地域包括支援センターと市障害者福祉センターにある3障害者相談センターの機能強化が重要である。これらの中核的な相談支援機関は、地域の居宅介護支援事業所や障がい者相談支援事業所などの第一線のケアマネジメント機関を支援し、対応困難事例に対しては「公的な専門機関」への橋渡しをする役割と、あわせて関係機関と権利擁護支援のネットワークを構築することが期待されている。

(ウ) 「潜在的ニーズ」を発見するネットワークが必要

また、研究会の活動で明らかになった成年後見制度や権利擁護支援の「潜在的ニーズ」についても、福祉医療現場がこれを積極的に掘り起こし、公的な権利擁護支援につなぐことができるよう、このネットワークの力を発揮することが必要である。

(エ) 虐待対応等の地域ネットワークとの連携が必要

さらに、高齢、障害等の分野で取り組まれる虐待対応や虐待予防に関する地域ネットワークや対応チームの活動が円滑に行われるように積極的に参画することが「公的な専門機関」に求められている

(3) 成年後見活動の支援と権利擁護活動を総合する取り組みが必要

(ア) 法的支援と福祉的な支援を総合した利用者支援

成年後見制度の利用者には、虐待などの権利侵害の実態を含む場合が多く、成年後見活動の身上監護と財産管理の法的支援と権利擁護活動の福祉的な支援の双方を組み合わせ、総合的に利用者支援を行うことが必要である。

(イ) 権利侵害の深刻化を予防する組織的取り組みが必要

とりわけ、実態調査で明らかになった「権利擁護ニーズ」を強くもつ方については、成年後見制度利用の「タイミングが難しい」という声も福祉医療の現場には少なからずあるので、深刻な権利侵害の事案に発展する前の早期の段階で、法的支援と福祉的な支援をあわせた組織的、体系的な権利擁護の取り組みを可能とするような体制づくりが必要である。

(ウ) 「公的な専門機関」と福祉医療の現場がネットワークによるノウハウの蓄積

そのためには、「公的な専門機関」と福祉医療の現場がネットワークで結ばれることが必要であり、常時の連絡体制を確保して調整を行うほか、事例の検討や研究を通してそのノウハウを蓄積することが必要である。

(エ) 制度のあり方や運用に関する調査研究が必要

利用者の状況や権利擁護ニーズに照らして成年後見制度をどのように活用するのが利用者の最善の利益となるかについての研究、また、医療同意や保証人等の問題、死後の事務処理の問題など現在の制度では十分対応できない課題についての研究など、成年後見活動の質を高め、かつ、権利擁護支援のネットワークを深化させることができるような研究活動・相互研鑽の場としても「公的な専門機関」の役割を発揮することが期待される。

(4) 旭川圏域の各自治体同士の連携とネットワークの必要性

(ア) 広域に展開する福祉サービスへの対応

旭川手をつなぐ育成会の法人後見活動の場合、利用者の福祉的支援を行う施設法人の事業が旭川市内を含む広域に展開しているので、成年後見制度の利用支援活動は複数の自治体をまたがる広域の体制が必要となっていることが提起された。

(イ) 複数の自治体圏域にまたがる制度の利用支援

すなわち、同じ施設法人の利用者であっても、所在する居住施設・事業所の自治体によって成年後見制度の利用支援体制が異なる場合、申し立て支援と後見活動協力者の調整が複数の自治体圏域をまたがって行われる場合など、旭川市という行政区域のみでは完結しない場合が多いので、広域での調整が不可避となっていることが報告された。

8. 研究会活動から見た「公的な専門機関」の役割と機能

(1) 成年後見制度及び権利擁護に関する周知、普及啓発等

《役割》

- ☐ 一般市民に対する成年後見制度周知
- ☐ 権利擁護に関する意識の啓発
- ☐ 福祉現場の制度の知識を高め、権利擁護の認識を高める
- ☐ 本人の受任者に対する苦情対応

《機能》

- ☐ 成年後見制度・権利擁護の周知
- ☐ 支援機関としての「センター」の周知

《効果》

- ☐ 制度周知により、日常的に本人等を支援している人らが、制度利用を促した際に、本人等の理解を得られやすい
- ☐ 権利擁護の意識を啓発することにより、これまで制度利用を不要と考えていた関係者に、必要性を理解してもらえる
- ☐ 権利擁護の意識が啓発され、福祉医療現場等での権利侵害の予防になる
- ☐ 本人の人権・権利意識を高め、後見活動の質を高める

(2) 一元的な総合相談-申立支援の窓口

《役割》

- ☐ 幅広く一般市民等に身近な一元的な相談窓口。
- ☐ 福祉医療現場関係者からの制度利用の相談支援
 - ※ どこに相談に行ったらよいのか分からない、専門家は敷居が高いなどの声が聞かれる。
 - ※ 経済的な理由などから、相談に行くこと自体躊躇するケースもあり、無料で相談を受けられる窓口が望まれている。

《機能》

- ☐ 制度に関する説明
- ☐ 事案に応じた権利擁護等の関係機関への橋渡し
- ☐ 申立支援
- ☐ 受任候補者の調整
- ☐ 市長申立、成年後見制度利用支援事業への橋渡しと運営協力
- ☐ 家庭裁判所との連携・調整

《効果》

- ☐ 初動段階での相談窓口の存在が明確になる（どこに相談に行けばよいかわかりやすい）
- ☐ 本人等を支援している関係者が、制度に関する知識が不足していても、本人や親族に相談窓口を紹介することにより、制度利用などを促しやすい
- ☐ 本人等を支援している関係者を支援できる
- ☐ 事案に応じた対応が可能
- ☐ 成年後見制度のみならず、様々な支援につなげることができる

《検討課題》

- ☐ 相談員の確保及び能力担保の問題
- ☐ 申立の支援に関しては、どこまで対応可能か（弁護士法違反にあたらないか）
- ☐ 関係機関との連携体制の構築

(3) 成年後見活動の支援

《役割》

- ☐ 事例検討などによる第三者後見人活動への相談支援
- ☐ 親族後見人活動への相談支援
- ☐ 旭川手をつなぐ育成会の法人後見活動など地域の権利擁護活動への支援・協力

- ☐ 市民後見人の養成及びサポート（別に再掲）

《機能》

- ☐ 制度の理解と運用についての理解
- ☐ 権利擁護支援のあり方に対する理解

《効果》

- ☐ 成年後見活動の質を高めることができる
- ☐ 成年後見制度の適切な普及を促進することができる

《検討課題》

- ☐ 多岐にわたる分野に対応できる相談員の確保及び能力担保の問題

(4) 関係機関との調整・ネットワーク形成

《役割》

- ☐ 相談-申立支援、活動支援について、事案によって、各分野の専門家が多数関わる必要がある場合などに、連絡調整などを中心的に行なう
- ☐ 医療機関、金融機関などへ、制度理解の働きかけ等を行なう
- ☐ 虐待対応などの権利擁護支援の各種ネットワークへの参画と協力

《機能》

- ☐ 成年後見制度の適切な普及を図ることができる

《効果》

- ☐ 福祉医療現場の後見人等の身元引受け等に関する認識の改善
- ☐ 今後、福祉・医療機関と連携を図っていくきっかけをつくれる
- ☐ 潜在的ニーズへの対応

《検討課題》

- ☐ ネットワークを構築する体制の確保

(5) 成年後見制度及び権利擁護に関する調査研究

《役割》

- ☐ 事例検討会の実施
- ☐ 対応困難事例や成功事例の蓄積と研究

《効果》

- ☐ 事例検討により情報・知識・経験の共有が図られ、後見活動の質が向上する
- ☐ 各関係機関が共同で事例検討することにより、権利擁護支援のネットワークを形成
- ☐ 成年後見制度自体の問題点とその対策について研究をすることにより、今後の制度改正時などに提言できる。

(6) 市民後見人の養成とサポート

① 市民後見人養成の必要性

- ☐ 家族との絆が希薄化している
- ☐ 今後、身寄りのない人が増加することが予想される
- ☐ 親族間での問題をかかえていることが多い
- ☐ 地域で生活する場合の支援
- ☐ 後見人等として活動できる人員が圧倒的に少ない

② 市民後見人養成の効果

- ☐ 日常生活自立支援事業の生活支援員など、地域福祉分野で権利擁護諸活動に幅広く活躍できるような人材を確保することができる

③ 市民後見人養成の課題

- ☐ 養成後の登録・監督の体制（市民後見人バンクなどの登録機関の設置）
- ☐ 活動先の調整と活動支援体制
- ☐ 登録者の現任訓練・倫理観・能力担保（個人差・基準等）
- ☐ 市民後見人への「公的な専門機関」あるいは「公益的な法人」の関与のあり方については、仮称「市民後見人バンク」の構想を含めて、さらなる検討が必要

(7) 法人後見活動について

- すでに旭川手をつなぐ育成会が法人後見活動を行っているが、今後、親族以外の第三者後見活動の発展として、多様な団体・機関により法人後見活動が取り組まれる可能性がある。
- 基本的には、「公益的な法人」による取り組みが望ましい。この場合、法人の趣旨と目的によって、複数の法人の活動が並立することを想定する必要がある
- この場合、「公的な専門機関」の役割は、公益的な法人によって担われる“法人後見活動”相互の連絡調整と権利擁護推進のための連携体制の構築になると思われるが、「公的な専門機関」の設置構想の具体化と合わせて、さらに検討を行う必要がある。

(8) 旭川生活圏域の各自治体によるセンター機能の共同化

制度の利用者と支援者の生活圏域や活動圏域が広域化していることを踏まえて、相談-申立支援、活動支援などのセンター機能について、旭川市と隣接する各自治体と共有することが望ましい。

9. 「公的な専門機関」の設置と運営

(1) センターの名称

(ア) 所管する「地域」に関する表記

- ・旭川市 - 当面設置するエリアに着目
- ・旭川地域 - ニーズの広域的な広がりに着目

(イ) 発揮する「機能」に関する表記の要素

- ・成年後見制度の利用支援 - 成年後見ニーズに対応
- ・権利擁護活動の推進支援 - 権利擁護支援の観点を強調
- ・地域福祉の推進をめざす支援 - 法的支援（成年後見活動）と福祉的支援（権利擁護活動）を融合する「福祉後見」の普及をめざし、地域自立生活を支援する観点を強調

(ウ) 当面の表記案

「あさひかわ福祉後見支援センター」

(注) 「福祉後見」の考え方

福祉的ニーズに応える成年後見活動のありかたをめざすものであり、そのために成年後見人等ひとりに頼るのではなく、ネットワークで支えていくしくみを地域につくりあげていこうとする考え方。福祉や法律、その他関係者が分野を超えて協働して取り組むことが必要という考え方や理念を提案するもの。

出典：「きめ細やかな福祉的支援を必要とする人への後見のあり方」『平成 15 年度地域福祉権利擁護事業の運営基盤に関する調査研究報告書』（2004 年 6 月、全国社会福祉協議会、第 3 部第 3 章第 1 節）

(2) 設置・運営

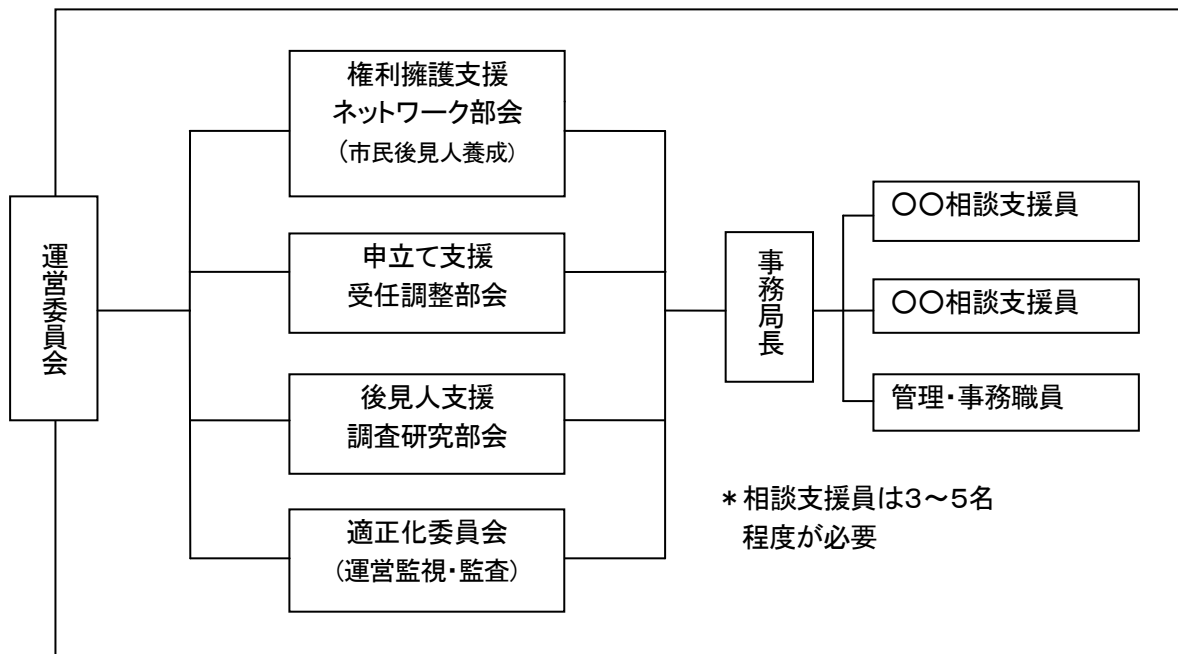
(ア) 設置主体 旭川市

なお、日常生活圏域の現状と今後の権利擁護支援活動の広がり进行を考慮すると、将来的には、近隣町村とのセンター共同運営を検討することが求められる。

(イ) 設置運営費 旭川市による公費負担

(ウ) 運営主体 旭川市又はより公益性を持つ社会福祉法人等

(エ) 運営体制 設置者及び本研究会構成機関・団体等の参画による運営委員会が運営主体となり、次のような組織構成とする必要がある。



上記の運営体制の業務は次のように想定される。

- A. 運営委員会
 - ① センターの事業運営
 - ② 権利侵害等の困難ケースの解決に向けての協議
 - ③ 権利擁護に関する施策の調査、研究、提言
 - ④ その他運営に関する重要な事項の検討
- B. 専門部会
 - 《権利擁護支援ネットワーク部会》
 - ① 成年後見制度及び権利擁護に関する周知、普及啓発等
 - ② 総合相談
 - ③ 申立支援
 - ④ 市民後見人養成（養成プログラム・テキストの作成、養成講座の講師の調整など）
 - ⑤ 関係機関との調整・ネットワーク形成
 - 《申立支援・受任調整部会》
 - ① 後見等受任候補者の登録・管理（市民後見人養成講座修了者等）
 - ② 後見等受任候補者の調整
 - ③ 家庭裁判所との調整（後見等受任候補者の推薦、調整）
 - 《後見人支援・調査研究部会》
 - ① 担当者に対する職務遂行上の指導監督
 - ② 成年後見人等の助言・相談等の支援並びに事例検討
 - ③ 権利擁護に関する施策の適正な推進を図るための調査、研究
- C. 適正化委員会（運営監視・監督）
 - ① 運営委員会委員とは独立した委員若干名で組織
 - ② 後見センターの事業執行が公正かつ適正に行われるための監視機関として設置
- D. 監査委員（会計監査、受任者財産管理）

監査委員は、後見センターの会計及び利用者から預かった財産の管理状況を監査する。
- E. 事務局
 - ① 事務局長（所長）、相談支援員、管理・事務職員を置く
 - ② 事務局職員は後見等の受任は行わない

(3) 道内外の先行事例から学ぶ「公的な専門機関」構想の課題

すでに道内外で様々な「公的な専門機関」が設置されて活動を展開している。

本研究会では、「小樽・北しりべし成年後見センター」の視察を行って成果を上げたが、これらの先行する取り組みについて、十分な分析を行うことはできなかった。（資料編「小樽・北しりべし成年後見センターの概要」他 参照）

「小樽・北しりべし成年後見センター」は、法律と福祉の専門職相互の密接な連携を実現することによって運営・事務を円滑かつ適切に遂行する体制を確保することができたことは大きな学びとなった。同センターは開設一年を経過した課題として、当初、想定していたとはいえ、予想を上回る相談数の伸びに対する事務局体制の確保の問題を指摘したが、次の諸点を挙げている。

- ☐ 後見業務担当者の養成（人材育成）
- ☐ 職員体制の充実
- ☐ 市民後見人養成の体系整備
- ☐ 他市町村との連携

主要な先進的な取り組みの情報をさらに検討して、これから旭川地域に設置する「公的な専門機関」の態様と機能をさらに具体的な構想とする必要があるが、特に次の諸点についての検討が必要である。

(ア) 業務範囲の明確化について

必須の機能を備え、運営・実施体制の整備状況に合わせて順次機能拡大するという考え方から、センター機能を計画的に整備するという構想が必要であること。

また、センターの設置運営体制に影響されるが、法人後見活動や後見監督業務をどのように位置づけるかの検討も必要である。

(イ) 事務局担当者の専門性の確保

小樽・北しりべし成年後見センターのセンター長は、元裁判所職員であり、申立書作成支援や裁判所との協議等に力を発揮している。これは、余人をもって代え難いものであり、旭川においてはこの点をどうすべきかが課題である。

(ウ) 市民後見人の位置づけの明確化と養成・登録・

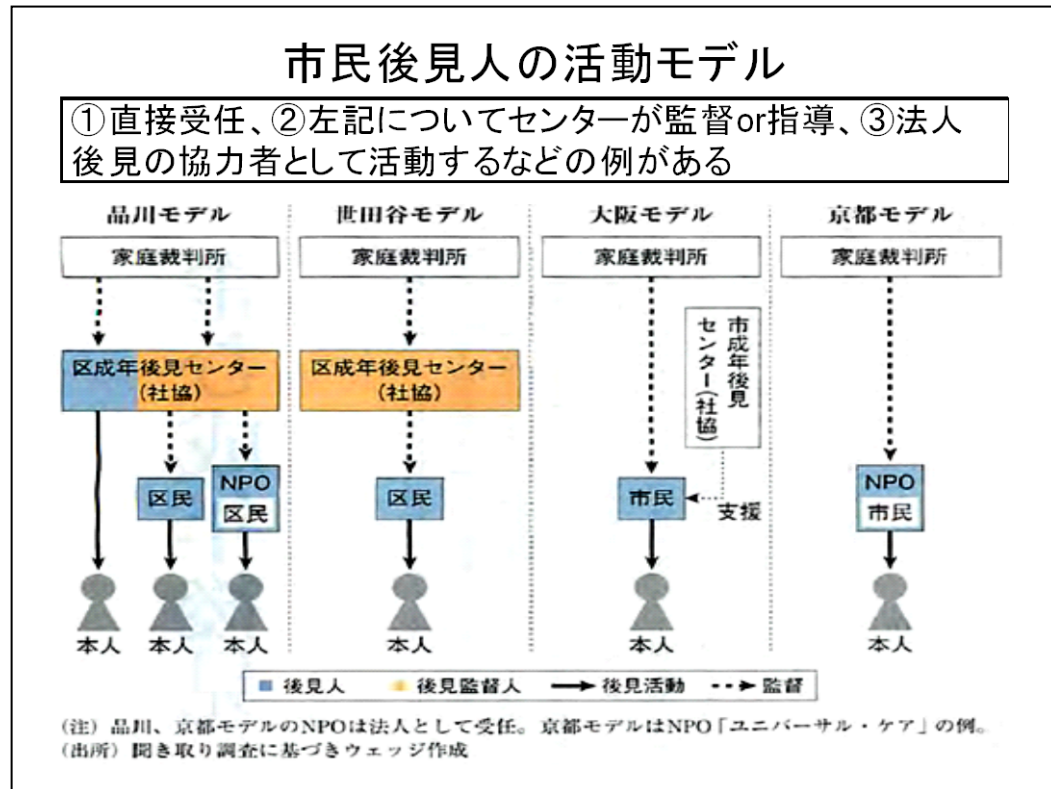
小樽・北しりべし成年後見センターでは、すでに高齢者懇談会「杜の集い」の活動が先行していて、市民後見人養成と市民後見人バンクへの登録制度が構築されていたが、これらの体制の構築には、相当の準備が必要である。また、市民後見人をセンターの法人後見業務に限って活動してもらっていたが、法人後見業務を旭川の「センター」で行うかどうかにも関係してくるが、市民後見の位置づけを十分議論して、単独で活動するのではなく、「センター」のみに限定することなどの検討が必要である。

(エ) 事務局体制と運営予算の確保

小樽・北しりべし成年後見センターは、当初、2名体制（所長1名・非常勤、相談員1名・常勤）でスタートしたが、1年間の相談件数は約500件となり、相談・事務体制の整備が課題となった。結果、1年を経過して4名体制（相談員1名増員、合計常勤4名体制）とした。35万人都市の旭川市であれば、約15万人の小樽・北後志圏域との人口比率からみて、相談件数は小樽・北しりべし成年後見センターに比べて多いと予想される。

10. 市民後見活動について

市民後見のはっきりした定義はないが、一定の養成を受けた市民が、①家庭裁判所から選任をうけて成年後見人等として活動する、②法人後見活動の業務担当者（履行補助者）として活動するという2つの形態を基本として、全国的には下記のような取り組みがみられる。



ただ、いずれの場合も市民が単独で活動するのではなく、行政や社会福祉協議会、NPO 等での設置が広がっている「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」などの公的機関の関与の下で活動することが不可欠との認識が定着してきている。

これらセンターと市民後見の関係をみると、東京の世田谷区のように区社協が家庭裁判所から市民後見の後見監督人に選任される例、市民後見人バンクへの登録と支援をセットにしている大阪市社協の例、日常生活自立支援事業（元地域福祉権利擁護事業）の生活支援員と同様に法人後見の後見支援員として雇用する山口県社協の例、財産管理と身上監護を同価値にとらえ専門職と市民の組合せによる法人後見を企画する北海道の小樽・北しりべし成年後見センターの例などがある。

市民後見活動が成立するためには、単に、養成課程があるだけではだめで、養成課程と修了者の登録、家庭裁判所との受任調整と後見活動の支援や監視といった一連の体制が不可欠であるという考え方である。

このことから、2010年4月に開設された小樽・北しりべし成年後見センターが、市民後見に専門職の補完ではない独自の価値を認めていることに注目したい。

すなわち、財産管理も身上監護も業務の価値は同じ、法人後見の担い手として専門職と市民を対等に位置付け、同じ社会貢献活動という観点から報酬額も変わらないという独自の発想である。市民後見人の養成に取り組む高齢者自主活動グループ「杜のつどい」と弁護士等専門職の成年後見利用支援活動が手を結んで、「担い手がなければ制度は普及しない」と施策化を運動した経過が背景にあるようであった。

－幅広い権利擁護活動の担い手としての市民後見人活動への期待－

本研究会では、「福祉後見」を提起しているが、福祉的ニーズに応える後見活動のあり方について、「後見人一人に頼るのではなく、地域のネットワークで支える仕組みをつくる」という考え方である。三重県の伊賀市社協は同様の考え方から、地域福祉後見サポートセンターを設置して、福祉的支援を必要とする方に対して身上監護面での配慮を適切に行い、日常生活全般にわたるきめ細かなサポートを地域の様々なネットワークを構築することをめざしている。

日本弁護士会連合会の市民後見に対する提言でも主張されているが、社会貢献的立場から低額あるいは無報酬で活動を行うことに期待するのではなく、成年後見活動をはじめ、幅広い権利擁護活動の地域社会の担い手としての市民後見人活動に期待したい。

11. 関係諸機関・団体の「設置される公的な専門機関」との関わり

「地域社会が支える成年後見制度」の実現をめざして、成年後見制度と権利擁護活動を推進する「公的な専門機関」の設置構想を検討してきた。われわれの提言がどのように実現されるかは大きな課題ではあるが、問題は、将来設置される「公的な専門機関」は、地域のネットワークによって支えられ、それによってその機能を十分発揮できる環境をどのように整えるかということである。

当然、当研究会を構成する関係諸機関・団体には、今後さらに相互理解と連携を深めること、また日本司法支援センター旭川地方事務所（法テラス旭川）等関係機関との提携を構築して、権利擁護の地域ネットワークを構築する役割が求められている。

その意味から、「設置される公的な専門機関」とどのような連携を構築して、法的支援と福祉的支援を一体のものとして取り組んでいくのかについて、当研究会を構成する関係諸機関・団体の「関わり」を以下に整理した。

【権利擁護推進機関】

(1) 旭川弁護士会「高齢者・障がい者の権利に関する委員会」(高齢者・障がい者権利委員会)

- (ア) 高齢者・障がい者の権利擁護問題に幅広く対応する立場から、成年後見制度の普及のみならず、虐待等の多様な権利侵害問題への法的な権利擁護活動を普及する
- (イ) 法律相談（コンサルテーション）体制を整備するなど福祉専門職への総合的な法的支援を行い、福祉現場の権利擁護活動を促進、支援する
- (ウ) 福祉関係者との専門職チームを構成して、高齢者虐待対応や消費者被害問題などの権利擁護活動を行う
- (エ) 成年後見制度及びセンターとの関わり
 - ① 成年後見市町村長申立て支援
 - ② 市民後見人養成講座への参加
 - ③ 親族後見人等へのアドバイス
 - ④ 法人後見人に対する人材派遣
 - ⑤ 処遇困難ケース等のカンファレンスの参加 など

(2) (公社)成年後見センター・リーガルサポート旭川支部

- (ア) リーガルの規則により、豊富な職業後見人活動の経験と実績を活かして、申立支援から後見活動の適切な実施について、関係者の活動を支援・指導する
- (イ) 成年後見制度及びセンターとの関わり
 - ① 制度に関する説明 ～ ◎
 - ② 申立支援 ～ 裁判所提出書類の作成業務（司法書士の本来業務）～ ◎
 - ③ 本人を支援している関係者からの相談対応～ 財産管理分野及び法律分野～ ○
 - ④ 親族後見人への支援 ～ 財産管理分野及び法律分野であれば～ ○
 - ⑤ 一般市民に対する成年後見制度周知 ～ ◎
 - ⑥ 関係者に対する制度の知識、権利擁護に関する意識の啓発 ～ ◎
 - ⑦ 成年後見制度及び権利擁護に関する事例検討や研究◎
 - ⑧ 市民後見人養成 ～ ◎

(3) 北海道社会福祉士会道北地区支部・権利擁護センター道北ばあとなあ

- (ア) 社会福祉士会は高齢者福祉、障害者福祉の現場に従事している会員が、福祉に関する実績と経験からケアプラン等の評価を含めての支援とともに、権利擁護活動の普及・実践を行う。
- (イ) 成年後見制度及びセンターとの関わり
 - ① 制度に関する説明
 - ② 本人を支援している関係者からの相談対応～ 身上監護分野及び福祉分野
 - ③ 親族後見人への支援 ～ 身上監護分野及び福祉分野
 - ④ 一般市民に対する成年後見制度周知
 - ⑤ 関係者に対する制度の知識、権利擁護に関する意識の啓発

- ⑥ 成年後見制度及び権利擁護に関する事例検討や研究
- ⑦ 市民後見人養成
- ⑧ 地域福祉体制構築の協力

【地域福祉推進機関】

(4) 旭川市社会福祉協議会

- (ア) 多様な機関や人々によって構成されている社会福祉法人であり、住民参加・協働を基本に高い公益性、倫理性を活かした連携を行う
- (イ) 制度の谷間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する人々への対応に重点を置いてきた歴史があり権利擁護の諸課題に対しても積極的な支援を行う。
- (ウ) 成年後見制度及びセンターとの関わり
 - ① 地区社会福祉協議会、地域住民に対する成年後見制度及び権利擁護に関する周知・普及啓発
 - ② 地区社会福祉協議会に寄せられる権利擁護に関する相談の情報整理とセンターへのつなぎ
 - ③ 市民後見人養成に係る、地域における候補者の掘り起こし
 - ④ 市民後見人養成講座修了者が地域活動を展開するための支援

【相談支援機関・団体】

(5) 地域包括支援センター

- (ア) 成年後見制度の啓発・普及と利用促進の働きかけ
 - ① 地域の高齢者に対する権利擁護と成年後見制度の啓発と普及
 - ② 地域の介護支援専門員やサービス事業所、医療機関、関係団体などへの権利擁護の啓蒙と成年後見制度の利用促進の働きかけ
- (イ) 個別相談対応による必要性のスクリーニングと手続き支援
 - ① 相談内容の整理と成年後見制度の必要性の見極め
 - ② 成年後見制度の概要や手続きの流れの説明
- (ウ) 成年後見制度利用申し立て支援
 - ① 本人・親族による申し立て支援
 - ② 市長申し立ての検討と支援（本人・親族での申し立てが難しい場合）
- (エ) 関係機関・団体等との連携

虐待等の相談内容に応じて、旭川市、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体並びに介護支援専門員や市民活動団体等との連携による多面的な支援の展開

(6) 旭川市居宅介護支援事業所等連絡協議会

- (ア) 後見ニーズの発見・発掘
 - ① ケアプラン作成の段階でのアセスメント及びサービス提供後のモニタリングの過程での発見・発掘
 - ② できる限り早期に発見し、その対応を検討し権利侵害を予防する
- (イ) 成年後見制度の啓発と利用支援
 - ① 任意後見契約支援と法定後見申立支援
 - ② 担当の高齢者に対する権利擁護と成年後見制度の啓発と説明
 - ③ 家族及び介護者に対する成年後見制度の概要や手続きの流れの説明と利用促進
- (ウ) 介護支援専門員（事業所）としての制度（後見人）への対応
 - ① 後見人の事務に介護支援専門員・事業としても対応した事務の確立
 - ② サービス事業者が後見人と適切に利用契約が出来る事務を確立
- (エ) 関係諸機関・団体との連携

虐待等の発見及び相談内容に応じて、地域包括支援センターと連携し、サービス提供事業所や医療機関及び旭川市、司法書士会、社会福祉士会等の専門団体や市民活動団体等、地域住民などとも連携した支援の展開

(7) 障害者相談支援センター3機関

ー旭川市障害者総合相談支援センターあそと／上川圏域障がい者総合相談支援センターねっと／発達障害者支援道北地域センターきたのまち

(ア) 財産管理や身上監護を要する障害者及びその家族への相談支援を行うことによって、障害者が安心して地域で生活ができるまちづくりに寄与する

(イ) 成年後見制度の対象外となる「日常的な金銭管理に関する支援」に関する相談支援を行う

(ウ) 虐待への対応や消費者被害といった諸問題に関する権利擁護を目的とした相談支援を行う

(エ) 成年後見制度及びセンターとの関わり

① 成年後見制度の概要説明

～必要に応じて専門機関と連携（センター及び市役所の担当課と）

② 障害者福祉分野における「最初の相談窓口」機能

～相談支援を経ながら、制度利用の必要性や是非について判断する

③ センターへの仲介及び連絡調整

～必要性があると判断された場合はセンターへの情報提供や日程調整を行う

④ 支援チームの一員としての参加

～福祉ニーズに関連する相談支援を行う専門職の立場として参加する

⑤ 一般市民向けの制度周知や市民後見人養成への協力

～障害者への理解や対応方法などについてそれぞれ説明を行う

(8) 北海道医療ソーシャルワーカー協会北支部

(ア) 医療ソーシャルワーカーとは医療機関側で患者や家族、地域との橋渡しを行う職業である。成年後見人事務の一つである主治医の判断能力に対する意見書や鑑定書などは、被後見人となる方の環境背景等が重要となるため、多問題を抱える被後見人の場合はMSWの情報収集や介入が必要となる場合がある。また、医療機関において経済的な問題や保証人、身元引受人がいない場合などニーズが掘り起こされるケースが多いため成年後見人制度紹介や申請支援など医療機関における成年後見制度支援の拠点として活動する必要性がある。

(イ) 成年後見制度及びセンターとの関わり

① 医療福祉相談業務の展開においてニーズの発見、成年後見人制度の紹介

② 申立支援を行う。成年後見人センターへの橋渡し

③ 成年後見人申請者の社会的背景のニーズアセスメント、社会的支援

④ 医師の判断能力に関する意見書、鑑定書作成に関する情報収集と橋渡し

⑤ 患者家族への成年後見人制度利用に関する説明と紹介

⑥ 医療同意における親族の選定に関する側面的支援と連絡調整

⑦ 任意後見制度の制度紹介と申し立て支援

⑧ 医療機関における成年後見人制度支援の拠点として、市民への周知

(9) 北海道精神保健福祉士協会

精神保健福祉士は治療を必要とする精神障害者に対し受診、受療や地域生活の援助を職種であり、医療と生活の両面を支援するという歴史的背景がある。その為、やむを得ない事情により精神障害者の金銭・貴重品管理の代理行為について、本来業務ではないことを承知で業務の一部として行ってきた経緯を少なからず経験している精神保健福祉士は少なくない。それ故に、法的根拠に基づいた第三者による行為と福祉的配慮が切に必要であると考えます。

(ア) 精神障害者の対応についてはその障害の特殊性から対応の専門性、特殊性が必要とされるが、成年後見人候補者の不足が現実には生じている状況にある。障害特性を十分に理解したうえでの対応が必要である。

(イ) その病歴や治療経過で家族関係が疎遠になり、家族背景が複雑な場合も多くみられる。そのため、本人の自己決定を重視し支援する上からも、中立的な立場での援助、支援が必要である。

(ウ) 精神保健福祉法、医療観察法等以外に治療を要する場合には、本人の判断能力や保証人、身元引受人の不在などの理由により、必ずしも速やかに治療を開始される状況ではなく、早急な医療開始への手続きが必要である。

(エ) 地域生活を行う上で必要とされる契約が、速やかに開始されるための手順が必要である。

(オ)成年後見制度及びセンターとの関わり

- ① ニーズの発見、成年後見制度の紹介
- ② 成年後見制度申請時のアセスメントや情報提供
- ③ 医療同意における親族の選定に関する側面的支援、関係機関との連絡調整
- ④ 成年後見制度申請時の概要や手続きの流れの周知

なお、日本精神保健福祉士協会においては精神保健福祉法で検討されている保護者制度と関連し、障害特性に配慮した後見人の確保が必要であると考え、「認定成年後見人ネットワーク」設置と共に後見人の育成、排出を行っているところである。しかし、当北海道精神保健福祉士協会にはその機能が無く、今後の検討課題となるところであろう。

【生活支援団体】

(10)旭川手をつなぐ育成会

知的な障がいを持つ人とその家族の福祉向上のために、本人・家族及び支援者等が会員となり、知的障がいに関する啓蒙活動と会員の研修活動等を実施している。

(ア) 法人後見事業の推進

会員を対象に成年後見制度に関する説明会・懇談会の開催、成年後見人等候補者の受諾、成年後見申立て支援及び法人後見人等の受任をセンターとの連携の下で行う。

(イ) 成年後見制度及びセンターとの関わり

- ① 知的障がい者及び家族等からの相談への対応
- ② 市民後見人養成講座への参加
- ③ センター運営委員会等への参画

(11)旭川市老人福祉施設協議会

(ア) 高齢者が施設において、尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的、継続的観点から、成年後見制度などの権利擁護を目的としたサービスの周知、説明、相談に対応し、又、必要に応じ関係機関につなぎ、高齢者の生活の維持を図る。

(イ) 成年後見制度及びセンターとの関わり

- ① 成年後見制度の周知
- ② 制度に関する説明・相談支援
- ③ 関係機関との連絡調整
- ④ 申立支援
- ⑤ 成年後見制度及び権利擁護に関する事例検討や研究

(12)旭川知的障がい施設連絡会

(ア) 旭川知的障がい施設連絡会は、知的障がい者の支援者としての長年の様々な経験を生かし、知的障がい者の成年後見活動等への適切なアドバイスを行う。

(イ) 成年後見制度及びセンターとの関わり

- ① 成年後見制度及び権利擁護に関する事例検討や研究への参加
- ② 市民後見人養成講座への講師派遣（身上監護に限る）
- ③ センターの適正かつ円滑な運営の為、運営委員会のメンバーとしての参加

【教育・研究機関】

(13)学校法人旭川大学保健福祉学部

(ア) 平成20年4月に開設した保健福祉学部は、看護師・保健師の養成を行う保健看護学科と社会福祉士・精神保健福祉士を養成するコミュニティ福祉学科の両学科で構成され、「地域社会に根ざし、地域社会に貢献する」人材養成教育を行い、同時に、地域社会の多様な保健・医療・福祉の現場をフィールドとする調査、実践研究を行っている。

(イ) 成年後見制度及びセンターとの関わりについては、教育・研究機関としてのこれらの機能を遂行する中で、実践と研究、社会政策の各分野において、地域社会に根ざし地域社会によって支えられる権利擁護システムの実現に向けて活動する。

研究会構成団体

- ・座長 白戸 一秀 旭川大学保健福祉学部
- ・旭川弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する委員会
- ・公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート旭川支部
- ・ぱあとなあ北海道 北海道社会福祉士会道北地区支部
- ・社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会
- ・旭川市地域包括支援センター
- ・旭川市居宅介護支援事業所等連絡協議会
- ・北海道医療ソーシャルワーカー協会北支部
- ・北海道精神保健福祉士協会
- ・旭川手をつなぐ育成会
- ・旭川市老人福祉施設協議会
- ・旭川知的障がい施設連絡会
- ・障害者相談支援センター
旭川市障害者総合相談支援センター あそーと
上川圏域障がい者総合相談支援センター ねっと
発達障害者支援道北地域センター きたのまち

研究会の取り組み

◆ 福祉ニーズに着目し、各団体の報告会（7 回）205 の機関に対し、ニーズ・実態調査を実施

- ① 家族の老齢化、虐待や遺棄などにより、家族・親族による申立・受任ができない方
- ② 財産管理よりも福祉的支援（身上監護）を中心に求める方
- ③ 後見報酬を支払う資力が乏しく専門職に依頼できない方
- ④ 地域社会からの孤立や排除により、身近な支援者がいない方

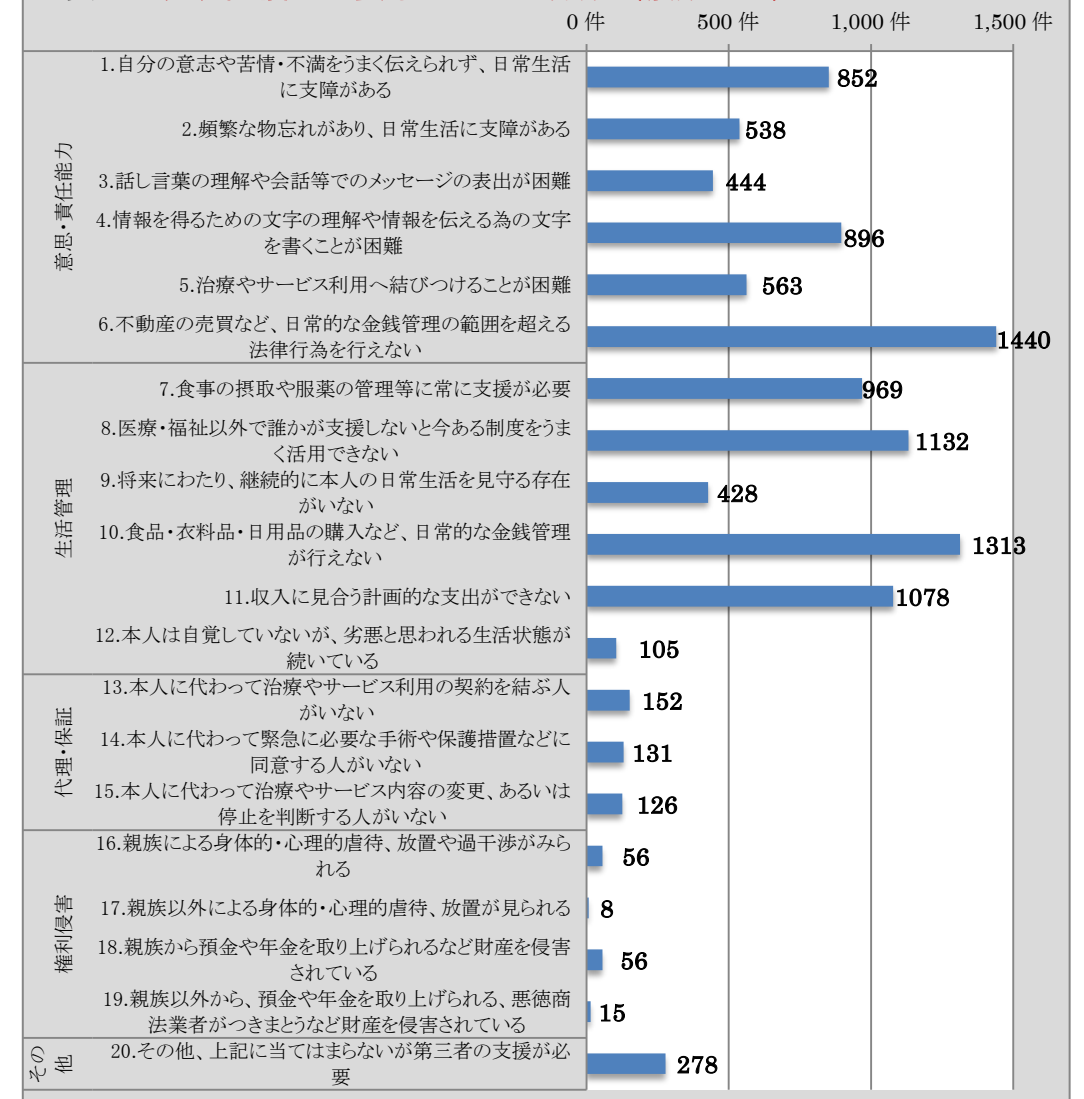
◆ 先進地域の施設（H23.8 月 小樽・北しりべし成年後見センター）を行い、旭川地域の実態にあった権利擁護体制のあり方を検討

◆ 各団体とその相談者の声

- ・成年後見制度の知識が不十分。また業務も多忙であることから積極的な介入は困難な状況。
- ・家族の権利侵害に関する意識が低い。
- ・制度が複雑。具体的な進展や結論を出すことなく経過していることが多い。普及啓発の方法が必要。
- ・申請前に十分な相談ができ、選択と決定を支援できる利用者の立場に立った仕組みが必要。
- ・成年後見制度は財産がないと利用できない。
- ・相談者が安心して活動できる専門相談機関がない。
- ・制度に関する受け皿が少ない。後見人の担い手も少ない。
- ・後見開始後も継続的、安定的に「暮らし」を考えることができない。

◎ 必要があるにもかかわらず成年後見制度利用に至っていない潜在的なニーズの多さがわかる。「予備軍」と見込まれる“権利擁護が必要なニーズ”をもつ方は「実数で 2,222 名」にのぼった。【図表】

図表 権利擁護が必要なニーズの件数（複数回答）



検討・調査からわかった権利擁護ニーズ

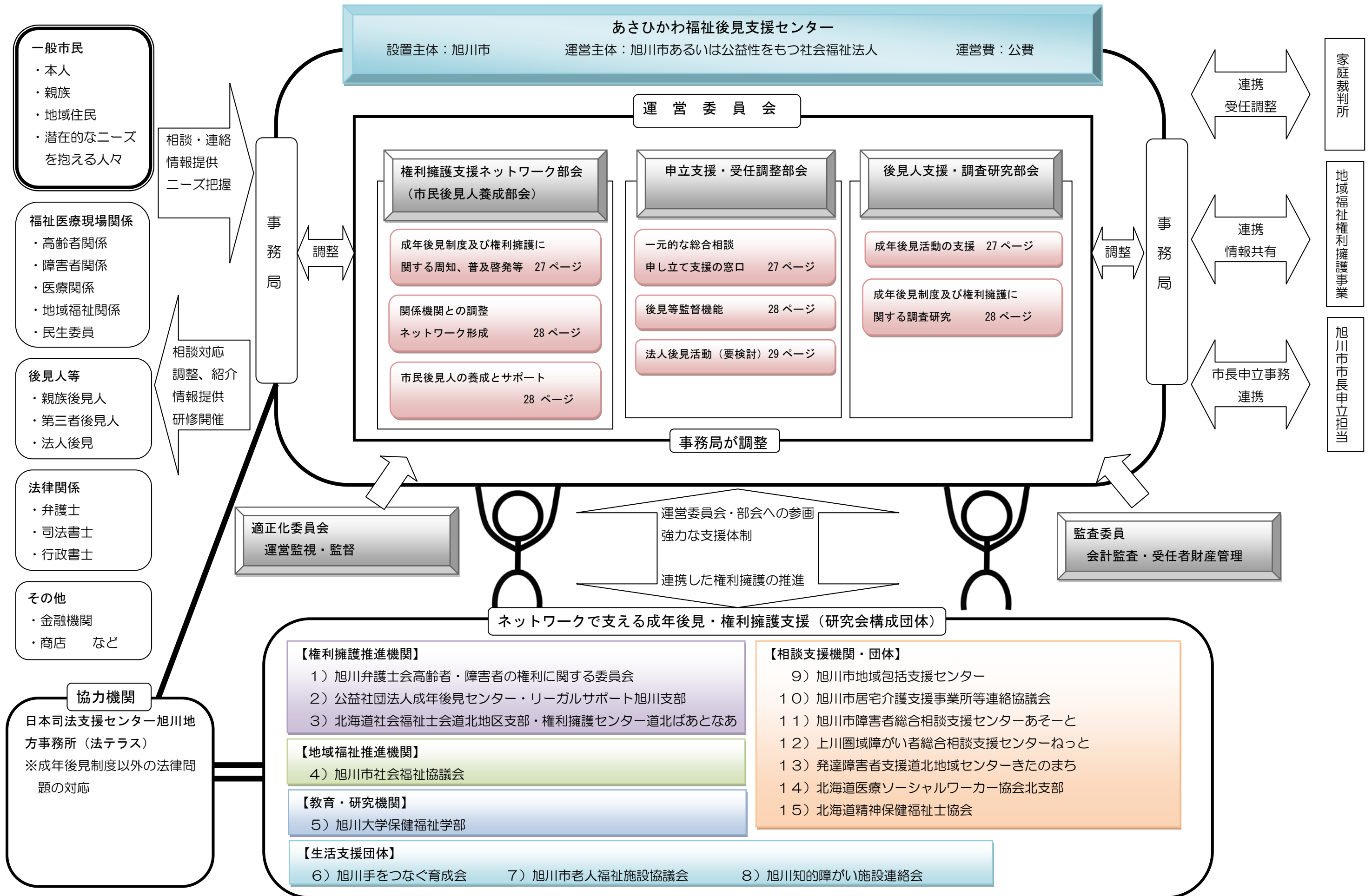
- ① 急増するニーズに対する「民間」の取り組みの限界
- ② 制度の適切な利用を保障する「公的支援」の必要性
- ③ 利用者の立場に立った信頼できる「公平・中立」な相談・支援窓口の必要性
- ④ 専門性と総合性が担保される「安定した体制」の必要性
- ⑤ 地域社会のネットワークづくりへの「環境整備」の必要性
- ⑥ 「市民後見人」活動の適切な普及への公的な体制の必要性

今後ますます増加する多様なニーズに対応するために

初期相談から利用支援まで一体とした取り組み・関係する諸機関・団体がネットワークを形成し、活動を展開が可能となるような「公的な専門機関」設置が必要である

【 あさひかわ福祉後見支援センター（仮称）構想 】

研究会活動から見た「あさひかわ福祉後見支援センター（仮称）」の役割と機能



目 次

資料 1. 旭川市成年後見制度利用支援事業の概要	42
資料 2. 「公的な専門機関」設置の先行事例一覧	46
資料 3. 小樽・北しりべし成年後見センターの概要	48
資料 4. 先進地の実施内容の比較（市町村）	51
資料 5. 成年後見制度への市民の声	54
資料 6. 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要	57
資料 7. 障害者虐待対策支援事業の概要（平成 23 年度）	58
資料 8. 旭川手をつなぐ育成会の法人後見活動	59
資料 9. 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の概要	59
資料 10. 成年後見制度関係資料（最高裁判所）	61
資料 11. 旭川福祉後見支援研究会の概要と研究会活動一覧	68
別冊資料「旭川地域における成年後見等のニーズ・実態調査」結果	別冊

旭川市成年後見制度利用支援事業の概要について

事業の主たる内容 ～要綱第 2 条参照

- ①市長申立て
- ②市長申立てに要する費用の負担
- ③後見人等への報酬助成

事業の実施体制

- ・高齢者については福祉保険部介護高齢課、
- ・知的障害者については福祉保険部障害福祉課、
- ・精神障害者については保健所健康推進課が所管する。

ただし、生活保護受給者については、福祉保険部保護課が所管し、事業の実施に係る担当課の調整及び予算管理については、福祉保険部福祉保険課が所管する。

①市長申立てについて

○市長申立ての対象 ～要綱第 4 条参照

対象者が次のいずれかに該当し、かつ、対象者の福祉の向上を図るために後見人等の選任が必要であると判断したとき。

- (1) 対象者に二親等内の親族がいないとき。
- (2) 対象者の親族が、審判の申立てが困難であることを文書で市長に申し入れたとき。
- (3) 二親等内の親族がいる場合において、当該親族による対象者に対する虐待の事実があるとき。

ただし、三親等又は四親等の親族で審判の申立てを行う者の存在が明らかなときは、市長申立ては行わない。

○後見人等の候補者 ～要綱第 4 条参照

対象者があらかじめ任意後見人を選任している場合はその者とし、それ以外の場合は、民法第 8 4 3 条第 4 項の規定を準用して選任するものとする。ただし、適任者がいない場合は、この限りでない。

○市長申立ての主な事務の内容 ～要綱第 3 条参照

>相談対応・ケース会議 等

>調査

- ・対象者の事理弁識能力の程度
- ・対象者の健康状態及び生活状況
- ・対象者に対する各種サービスの利用及びこれに付随する財産管理など日常生活における支援の必要性
- ・対象者の二親等内の親族の有無
- ・前号に掲げる親族がいる場合において、当該親族による対象者の保護の可能性及び審判の申立てを行う意思の有無 等

>申立に係る書類作成

- ・申立書
- ・診断書
- ・財産目録 等

○市長申立て実績 ～別紙のとおり

②市長申立てに要する費用の負担について ～要綱第 5 条参照

○概要

収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書料及び鑑定料を負担する。ただし、負担した費用について、市長申立てと併せて費用負担を命ずる審判の申立てを行い、費用負担の命令があったときは、その費用負担の命令を受けた者に対し、当該費用を求償する。

ただし、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該費用の全部又は一部についてその負担を求めないことができる。

(1) 生活保護法による被保護者

(2) その他市長申立てに要する費用を負担することが困難であると市長が認めた者

※平成 23 年 4 月 1 日より申立に係る費用に変更があり、現在では登記印紙に代えて収入印紙を支払っている。

③後見人等への報酬助成について ～要綱第 2, 6, 7, 8 条参照

○概要

被後見人等が次の各号のいずれかに該当し、かつ、他に報酬を負担する者がいない場合に限り行うものとする。

(1) 生活保護法による被保護者

(2) その他市長申立てに要する費用を負担することが困難であると市長が認めた者

ただし、市長申立て以外の場合にあっては、親族以外の第三者が後見人等に選任されたときに限る。

○報酬額

助 成 内 容	助 成 費 用
報酬額の助成	家庭裁判所が決定した報酬付与額の 2 分の 1 と次に掲げる額を比較して低い方の額とする。 ・ 成年被後見人等の生活の場が居宅の場合 月額 14,000 円 ・ 成年被後見人等が施設（法定施設に限る。）に入所又は病院に入院中の場合 月額 9,000 円

○申請

申請者は申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 後見人等の選任の申立てに係る申立書又はその写し

(2) 公的年金等の源泉徴収票、その他申請者の収入状況が分かる書類

(3) 金銭出納簿、領収書の写しその他申請者の支出状況が分かる書類

(4) 財産目録の写しその他申請者の財産状況が分かる書類

(5) 報酬の付与に係る審判決定書又はその写し

(6) 後見登記等に関する法律第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書又はその写し

なお、申請者は、被後見人等とし、報酬額の助成の申請は、当該被後見人等の代理人として後見人等が行うものとする。

<参考>平成16年度以降における成年後見制度利用支援事業実施状況

○申立件数集計

		類型			計
		後見	補助	保佐	
H16	精神	1	0	0	1
	障害	0	0	0	0
	高齢	0	0	0	0
H17	精神	0	0	0	0
	障害	0	0	0	0
	高齢	2	0	1	3
H18	精神	0	0	0	0
	障害	0	0	0	0
	高齢	3	0	0	3
H19	精神	0	0	0	0
	障害	0	0	0	0
	高齢	1	0	0	1
H20	精神	1	0	0	1
	障害	1	0	0	1
	高齢	1	1	0	2
H21	精神	1	0	0	1
	障害	0	1	0	1
	高齢	2	1	0	3
H22	精神	1	0	0	1
	障害	0	0	1	1
	高齢	2	0	0	2
計		16	3	2	21

※申立年月日が属する年度で集計

※申立件数には申立後に取下げた件数を含まない。

○審判結果数集計

		類型			計
		後見	補助	保佐	
H16	精神	1	0	0	1
	障害	0	0	0	0
	高齢	0	0	0	0
H17	精神	0	0	0	0
	障害	0	0	0	0
	高齢	0	0	0	0
H18	精神	0	0	0	0
	障害	0	0	0	0
	高齢	5	0	1	6
H19	精神	0	0	0	0
	障害	0	0	0	0
	高齢	1	0	0	1
H20	精神	1	0	0	1
	障害	1	0	0	1
	高齢	0	1	0	1
H21	精神	1	0	0	1
	障害	0	1	0	1
	高齢	2	1	0	3
H22	精神	1	0	0	1
	障害	0	0	1	1
	高齢	3	0	0	3
計		16	3	2	21

※審判年月日が属する年度で集計

市長申立における後見類型と受任者種別

		弁護士	司法書士	社会福祉士	計	
H16	後見	0	1	0	1	1
	保佐	0	0	0	0	
	補助	0	0	0	0	
H17	後見	0	0	0	0	0
	保佐	0	0	0	0	
	補助	0	0	0	0	
H18	後見	0	5	0	5	6
	保佐	0	1	0	1	
	補助	0	0	0	0	
H19	後見	1	0	0	1	1
	保佐	0	0	0	0	
	補助	0	0	0	0	
H20	後見	0	1	1	2	3
	保佐	0	0	0	0	
	補助	0	0	1	1	
H21	後見	0	1	2	3	5
	保佐	0	0	0	0	
	補助	0	0	2	2	
H22	後見	0	4	0	4	5
	保佐	0	1	0	1	
	補助	0	0	0	0	
計		1	14	6	21	

※審判結果から集計している。

資料2 「公的な専門機関」設置の先行事例

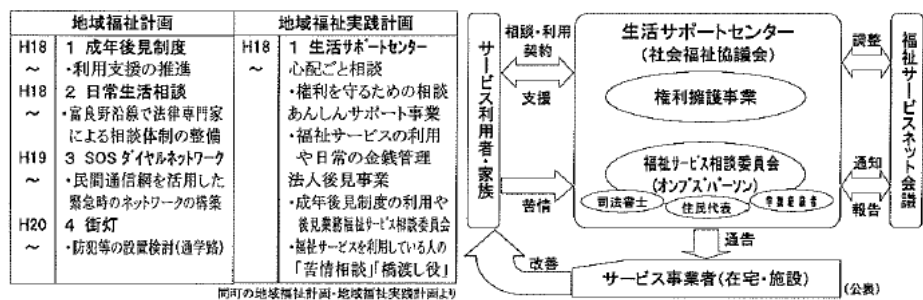
1. 南富良野町生活サポートセンター（2006年6月開設、南富良野町社会福祉協議会）

◆小規模町村でもできる ～南富良野町・同町社会福祉協議会の取り組み～

人口2,875人(高齢化率30.3%)の北海道空知郡南富良野町では、平成11年10月から地域福祉権利擁護事業の普及に取り組みました。平成18年3月、町の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉実践計画を一体的に策定、権利擁護事業を重点的に推進する生活サポートセンターを同年6月に設置、平成23年3月現在、日常生活自立支援事業22件、法人後見による後見等事案を6件(後見3、保佐2、補助1)、未成年後見1件を受任しています。

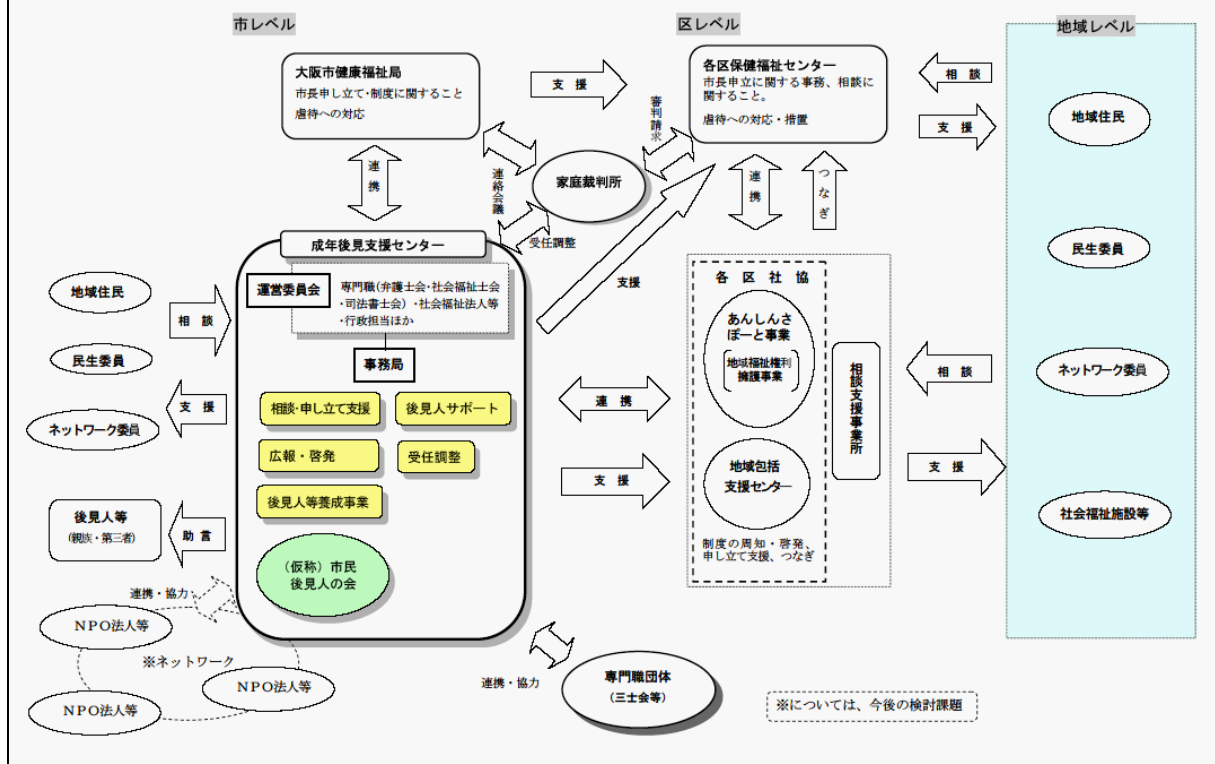
地域包括支援センターと社会福祉協議会が連携し、認知症予防や、認知症高齢者が地域で安心して暮らし続けられるインフォーマルサービスの供給拠点として「ぶらっと会社」や「拠り所づくり(サロン)」を立ち上げ、住民と協働で推進しています。

限られた資源ゆえ、保健・介護と後見を連携していくことで、多様で複雑な住民ニーズに対応できるよう努めています。富良野圏域(人口45,868人)での事業連携も模索し始めたところです。

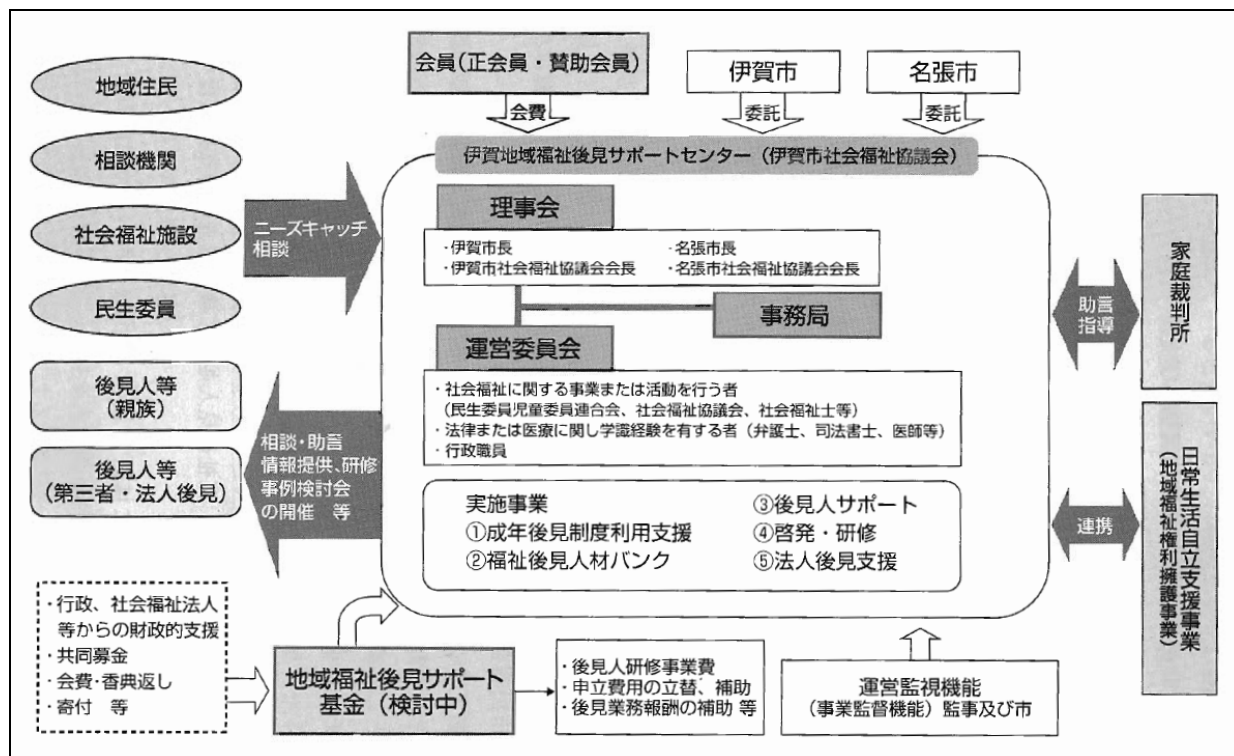


2. 大阪市成年後見支援センター（2007年6月26日開設、大阪市社会福祉協議会）

(仮称)成年後見支援センター関係図



3. 伊賀市地域福祉後見サポートセンター（2006年8月1日開設、伊賀市社会福祉協議会）



4. 多摩南部成年後見センター（2003年7月、東京多摩地区5市が有限責任中間法人を共同設置）

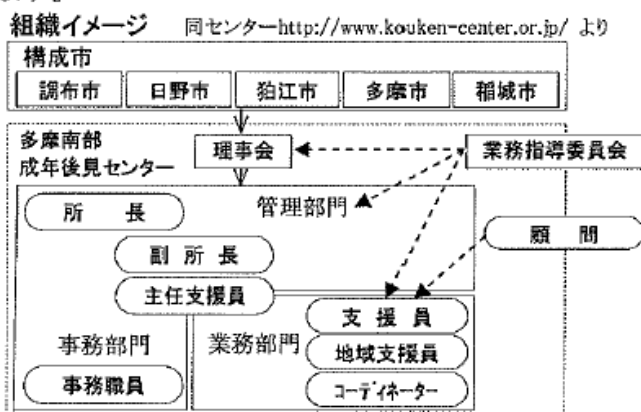
◆複数市による共同設置で顧問が参画 ～多摩南部成年後見センターの例～

東京にある多摩南部成年後見センターは、調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市の5市による共同設置で、一般社団法人の形をとっています。

同センターでは、法律・医療・福祉などの専門家からなる業務指導委員会が年8回程度開催され、「利用の開始・終了、利用中の処遇に関する必要事項等」を審議指導し、利用者への適切な支援を行っています。

そのメンバーの多くは顧問として参画し、日常的に専門的な判断が求められる同センターの業務運営を支えています。

圏域で複数市町村が集まり、後見実施機関を設置したりする場合もあるでしょう。また専門家が顧問団的に関与する仕組みを作ること、専門的判断を素早く行えるよう工夫をされるといいかも知れません。



資料3 小樽・北しりべし成年後見センターの概要

1. 性格：定住自立圏協定に基づく広域成年後見センター（注1.2）

（注1）定住自立圏：急速な人口減少の度合いが著しい地方圏において、人口が5万人程度以上であることなど、一定の条件を満たす中心市と周辺市町村が定住自立圏形成協定を結び、人口定住のために必要な生活機能の確保の施策の連携と役割分担を行い、地域の活性化を目指す取り組み。総務省の「定住自立圏構想推進要綱」（平成20年12月26日付）により、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経たものをいう。

（注2）北後志定住自立圏の構成6市町村：小樽市、積丹町、古平町、余市町、仁木町、赤井川村

表-1 北後志定住自立圏6市町村の状況

市町村	小樽市	積丹町	古平町	余市町	仁木町	赤井川村
人口（人）	142,161	2,860	4,021	22,734	3,967	1,310
高齢化率（％）	31.1	40.9	37.7	31.0	34.2	28.4

（注）人口は平成17年度国勢調査、高齢化率は住民基本台帳（平成22年3月31日現在）による

2. 設置年月日：平成22年4月1日

3. 設置・運営主体：小樽市社会福祉協議会（北後志5町村社協も参画）

運営主体の選定に際しては、地域福祉推進の拠点であり、かつ、成年後見制度と地域福祉権利擁護事業を相互に補完させて財産管理等の後見業務を担うことが可能である社会福祉協議会にて運営することが望ましく、法人に対する家庭裁判所からの信頼を得ることも容易であるとの判断による。

4. 設置場所：小樽市稲穂1-3-9

市街地中心部のアーケード商店街〔サンモール一番街〕の旧書店店舗に設置して、市民の利便性に配慮し、併せて小樽市社会福祉協議会が受託する中央部地域包括支援センターと隣接させている。

5. 開設日・時間：月曜～金曜、9時～17時（祝日、年末年始は除く）。

6. 事業

成年後見センターを設置する小樽市社協が法人後見を受任する際に、「専門家と市民後見人がセット」で後見事務を行うこととしており、2011年8月現在17件の受任がある。

- 1) 制度利用等に関する相談・情報提供
- 2) ケース検討会議（市町村長申し立ての適否も決定）
- 3) 申し立て手続き支援（市町村長申し立て事務の代行・支援を含む）
- 4) 地域福祉権利擁護事業の利用支援
- 5) 法人後見・後見監督人の受任
- 6) 市民後見人等の養成およびサポート（高齢者団体「杜のつどい」の市民後見バンクと連携）
- 7) 成年後見制度の普及・啓発
- 8) 関係機関とのネットワーク構築
- 9) 親族後見人等の支援〔将来、予定〕

7. 運営

自治体職員、社協役職員、学識経験者、専門職（弁護士、社会福祉士等）、事務局

- 1) 運営委員会（委員長・センター長：弁護士）
 - ・業務：センター事業運営の決定、成年後見制度利用支援のあり方検討など
- 2) 専門部会
 - ① 事例・受任部会
 - ・業務：後見等業務担当者名簿の管理と家庭裁判所への推薦。事例検討および受任調整。成年後見制度利用の支援
 - ② 後見人支援部会

- ・既存の青年後見人等の助言・相談等の支援
- ③ 市民後見人養成部会
- ④ 調査研究部会

8. 運営監視等

- 1) 適正化委員会：独立委員会としてセンターの運営監視
- 2) 監査委員：センター会計及び利用者財産の管理を監査

9. 事務局体制：所長、相談員 2 名でスタート。年度の途中で臨時職員 1 名を増員配置。現在は相談員を 1 名増員し 4 名体制にする予定。所長は札幌家庭裁判所小樽支部の調査官 OB、相談員は社会福祉士。

10. 事業費：平成 22 年度決算見込み 約 1,250 万円（小樽市 8 割。5 町村 2 割） 構成市町村による全額負担。市町村の負担率は高齢者等の対象者の人口構成比による。

11. 事業実績

- 1) 相談：498 件
- 2) 受任件数：30 件（専門職と市民後見人の複数後見で対応）
- 3) 後見業務担当者（受任候補者）の登録：23 名
（専門職 9 名、市民後見人 14 名）※名簿を家庭裁判所へ提出済み

表-2 「小樽・北しりべし成年後見センター」平成 22 年度 相談件数（累計）

相談方法			相談者				分野別			
電話	来所	訪問	本人	家族	知人	施設他	認知症	精神障害	知的障害	他不明
180	290	28	67	205	21	216	273	49	32	148

相談内容			相談結果			地域別		相談数の 合計
成年後見関連	任意行為件	他	親族申立支援	市町村長申立	他	市内	他	
372	42	95	183	30	287	404	94	498

（注）市外の内訳：余市 32、仁木 6、古平 3（北後志 計 41）、岩内・共和・寿都・蘭越・喜茂別・倶知安 14、他 39。
（他は札幌 16・江別 4・道外 5 件などで、相談者は市内で対象者が市外の場合などである。）

12. 法人後見の円滑な運営を可能にしたポイント

- ①元家裁調査官が所長に就任
（家庭裁判所との様々な折衝については所長が担当）
- ②センター代表を弁護士が担当
（家裁との信頼関係を既に構築している者がセンター活動に関与する）
※福祉関係者だけではなく、法律家の関与が必須
- ③センター職員は後見等業務を担当しない
（後見等業務はセンターに登録する専門職・市民後見人が行う）

13. センター運営の当面の課題

- ①後見業務担当者の養成（人材育成）
- ②職員体制の充実
- ③市民後見人養成体系の整備
- ④他市町村との連携

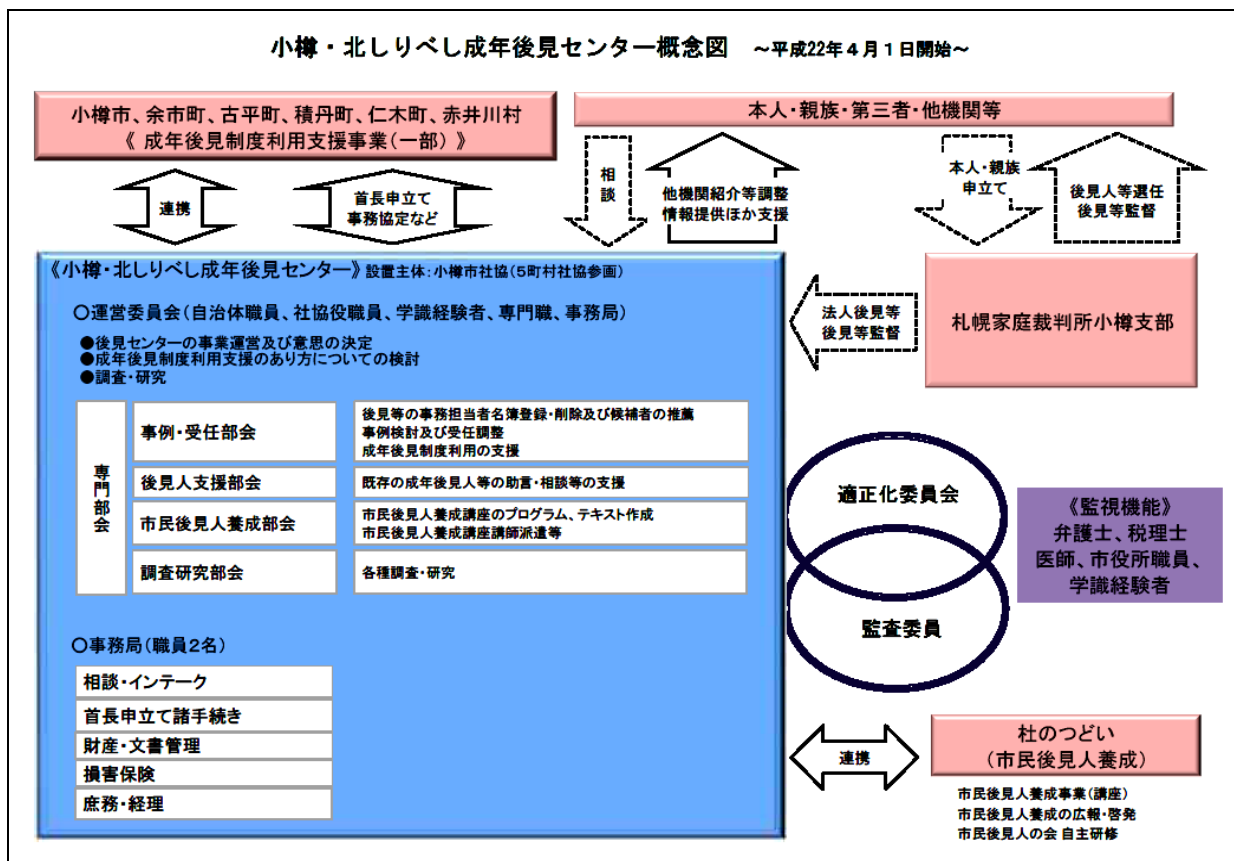
14. 小樽・北しりべし成年後見センターの設置経過

「担い手が安定的に確保されなければ制度は普及しない」という家庭裁判所の切実な願いを関係者が共有したところに小樽・北しりべし成年後見センター構想の源流があるが、構想の実現には 2 つの契機があった。ひとつは 2007（平成 19）年 10 月に小樽市地域包括支援センターと小樽市が共催した成年後見セミナーの開催。いまひとつは翌 2008（平成 20）年 1 月から取り組まれた小樽市高齢者懇談会「杜

のつどい」による市民後見人養成講座の開催であり、その終了生によって結成された「市民後見人の会」の活動である。

上記二つのセミナーと講座で講師役をつとめた専門職と「杜のつどい」事務局などを中心に有志が集まり、市民後見人の活動が保障されるためには、成年後見センターの設立が不可欠であるとの機運が盛り上がるなかで、同年、「小樽市における成年後見センター設立及び市民後見人養成についての検討委員会」がスタートした。

検討委員会では、成年後見の具体的なニーズを把握するため、平成20年7月から10月にかけて、金融機関、消費者センター、福祉施設などのヒアリング調査を行い、これらの動きを背景に、小樽市で成年後見センターを施策化する要請運動を展開し、センターの設置に至ったものである。この検討の過程において、余市町社会福祉協議会の参画を得たことにより、北後志1市5町村の広域のセンター構想へと発展した。



先進地の実施内容の比較（市町村）

（H21.10.27 千葉県社協・千葉県後見支援センター調べ 全国社会福祉協議会「精神障害者、知的障害者等の地域生活移行における地域の受け皿づくりに関する調査研究事業報告書 2008 年 3 月発行」より抜粋）

	世田谷区成年後見支援センター	伊賀地域福祉後見サポートセンター	大阪市成年後見支援センター
設置主体	東京都世田谷区	三重県伊賀市・名張市	大阪市
運営主体	世田谷区社協へ委託	伊賀市社協へ委託	大阪市社協へ委託
事業概要	○法律相談 ・弁護士による成年後見制度利用や申立て、任意後見制度など、成年後見制度に関わる相談（月 2 回）。 ○成年後見制度利用支援 ・法定後見の申し立てや任意後見契約が困難な本人や親族を対象に、申し立て支援。 ○成年後見人候補者の情報提供 ・候補者の情報を希望する相談者へ専門職後見人の相談窓口等を紹介。 ○区民成年後見支援員、区民成年後見人の育成 ・成年後見制度の普及啓発、被成年後見人の生活の見守りを行う、区民後見支援員と、個人で成年後見人を受任できる区民後見人の養成。 ○事例検討委員会 - 運営委員会のメンバーを含む弁護士、司法書士、社会福祉士、行政、社協役員 【法人後見について】 ○あんしんすこやかセンター（社協内の別部所で日常生活自立支援事業を担当）による法人後見事業 ・法人後見（5 件）、区民成年後見人への監督人（14 件）	○成年後見制度利用支援 ・市民や関係機関等、後見制度の利用や申し立てをしようとする人に対し、相談助言、申立の支援及び市長申し立ての調整を行う。 ・虐待など不適切な事例は関係機関と連携し対応。 ○福祉後見人材バンク ・サポートセンターに地域の社会福祉法人等の職員や、地域で福祉後見活動に関心のある人に研修を行い、成年後見人等の候補者として登録する。研修は後見人の役割や身上監護、財産管理、人権感覚等を中心に、最低限必要な知識等の習得にとどめる。 ○後見人サポート ・成年後見人等に就任した人へのサポート機能として、後見人等が相談できる体制を作り、事務局が相談に応じ、専門的な内容は専門家で構成された運営委員会メンバーに助言を求め回答する。 ・後見人相互の交流を深める「後見人のつどい」を開催（年2回、親族後見人や第三者後見人が約20名参加。センターの申し立て援助で後見人になった方にDMで開催通知）。 ○啓発や研修 ・制度を市民や関係機関に啓発するため研修会を開催 ○法人後見支援 ・社福法人やNPOが法人後見を行う際の助言を行い、設立を支援する。 ○関係機関とのケース会議開催 ○家裁との連絡会開催 ○全国権利擁護ネットワークへの参画 【法人後見について】 ○伊賀市社協として法定後見受任（3件） 他に適切な者が無く利益相反の恐れが無い場合に伊賀市社協が例外として受任する。	○成年後見制度に関する専門相談、申し立て支援 - 弁護士、司法書士、社会福祉士による専門職相談を実施し、制度利用が必要な場合は手続き説明、助言を行っている。 ○広報、啓発 - 各種メディアを活用した情報発信、講演会や研修会の開催など、市民や関係機関を対象に、成年後見制度に関する広報啓発を行う。 ○市民後見人の養成、活動支援 - 親族以外で後見業務を担う第三者後見人の新たな担い手として、地域福祉の視点から「市民」の立場で後見活動を行う「市民後見人」を養成する講座を開催。 ○市民後見人バンク（市民後見人の会）の設置運営 - 後見人バンクに市民後見人養成講座修了者を登録させ、候補者として確保するとともに、研修会や交流会などで登録者へのフォローアップを行い質の向上を図る。 ○受任調整及び後見活動への支援 - 家裁からの依頼に基づき受任調整を行う。市民後見人には活動を始める際や活動中に、相談支援や事例検討、現任研修を行い、定期報告を求め、活動内容の確認や助言も行う。市民後見人の活動を総合的にサポートする。 ○成年後見制度に関わる機関、団体等との連携 - 成年後見、権利擁護、地域福祉に関する他の事業との連携に努め、関係機関との調整も行う。 【法人後見】 実施予定無し。法人後見よりも市民後見を進めている。
実施体制	○所長 1 名（弁護士・嘱託週 1 回）、相談員 2 名（嘱託月 6 日）、職員 2 名（常勤・兼務） ○運営委員会、事例検討委員会（審査を含む）、あんしんすこやかセンター事例検討会 ○運営については区が監督	○常勤 2 名（社会福祉士）、権利擁護課の中で福祉後見係（サポートセンター）と権利擁護係（日常生活自立支援事業）に分かれている。 ○理事会、運営委員会の実施 ○家庭裁判所から監督を受けている	所長（兼務）、副所長（兼務）、事務局員（専任 2 名、兼務 2 名） 社協の社会福祉研修・情報センター内企画調整部内に事務局（相談支援課機能に併設）
運営体制	基本的な運営方針は区が決定 ○運営委員会 運営委員会内に後見人選定小委員会がある。 弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、民生委員児童委員、行政、社協 ○サポート委員会 相談したい時に相談できる体制 所長以外の弁護士、司法書士、医師	○市長・会長で理事会を構成 ○運営委員会 法律・医療・行政・地域包括・民生委員・社福士会で構成（3ヶ月に1回）	専門的支援が的確に行えるよう、後見業務を担っている専門職に専門職相談への対応、企画会議、受任調整会議への参画、市民後見人への活動支援等、継続的に関与してもらい助言等の協力を受けている。 ○運営委員会 弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、学識経験者、大阪市、大阪市社協 ○企画会議、受任調整会議 医師を除く運営委員会委員及び大阪市成年後見支援センター
人材育成	市民後見人（区民成年後見人）。都の社会貢献型後見人養成研修を基礎講座と位置付け、修了者には区民後見人養成研修を受けさせる。区民成年後見人の養成、登録、推薦、バックアップ、監督を全て対応している。	市民後見人（福祉後見人）。福祉サービス利用援助事業の生活支援員養成研修を兼ねて福祉後見人養成研修を受ける。実習を経て面接審査後に登録し、後見人候補者として家裁に推薦。後見人を必要とする親族等へ紹介推薦。後見人の養成、登録、推薦、バックアップ、監督を全て対応している。	法人後見は行わず、市民後見人の養成、活動支援や市民後見人バンク（市民後見人の会）の設置運営を行っている。
財源	○委託（約 1,800 万円）うち人件費約 630 万円 ○報酬付与有り（約 4 万円）	伊賀市・名張市委託（450万円×2）、サポートセンター会費（一口個人5千円、団体・賛助会員1万円等）	H19 委託（約 2,540 万円）

〔表2〕 調査対象支援組織の概要（○実施 ●未実施 △今後予定（含可能性）、各団体調査時点）

	宮城県仙台市	東京都品川区	東京都世田谷区
行政との関係（予算）	仙台市からの補助＋仙台市社協一般財源	品川区からの補助	世田谷区からの委託
設立年	平成19年	平成14年	平成17年
運営主体の法人形態・特徴	（社福）仙台市社会福祉協議会の権利擁護センターの一部門	（社福）品川区社会福祉協議会の一部門	（社福）世田谷区社会福祉協議会の一部門
名称	仙台市成年後見総合センター	品川成年後見センター	世田谷区成年後見支援センター
職員体制	10名 －仙台市社協－ 所長1名、副所長1名、相談員5名（以上、日常生活自立支援事業との兼務） －NPO法人へ委託＊－ 事務局長1名、相談員2名（他法人と兼務）	51名（うち非正規43名） ＊含区民後見人32名	5名（うち非正規3名）
活動内容	① 後見活動（法人後見型含む）	●	○ （区長申立て、代理申立て、家裁職権事案）
	② 後見人支援活動 (A) 申立支援活動	○ 市長申立支援	○ 親族申立支援 区長申立支援
	(B) 後見人の活動支援 (a) 自機関で養成した市民後見人等への支援	△	○
	(b) 親族後見人等地域の後見人への支援	●	○
	(C) 市民後見人・後見支援員等の養成	○ 平成21年度開始	○ 平成17年度開始
	③ 後見監督	△ （養成した市民後見人の後見監督）	○ 区民後見人の監督はセンターではなく社協が法人として実施
備考	＊専門的相談業務はNPO法人ぬくもりの里せんだい・みやぎ成年後見支援ネットへ委託		

		東京都武蔵野市	東京都町田市	愛知県知多地域
行政との関係（予算）		武蔵野市からの補助 財政援助出資団体	町田市による委託	知多地域10市10町による共同委託
設立年		昭和55年	平成21年	平成20年
運営主体の法人形態・特徴		財団法人	(社福)町田市社会福祉協議会の一部門	特定非営利活動法人
名称		勸武蔵野市福祉公社在宅サービス課後見係	福祉サポートまちだ	知多地域成年後見センター
職員体制		13名（うち非正規8名） 後見実務担当職員は9名 （社会福祉士等）	3名（うち非正規1名）	8名（うち4名が非常勤）
活動内容	① 後見活動（法人後見型含む）	○ （市長申立て、公社在宅サービス利用者、権利擁護事業利用者等）	○ （受任の基準作成中）	○
	② 後見人支援活動 (A) 申立支援活動	○ 親族申立支援 第三者後見人受任調整	○ 親族、市長申立て、 第三者後見人受任調整	○ 市長申立支援 本人・親族申立支援
	(B) 後見人の活動支援 (a) 自機関で養成した 市民後見人等への支援	○ （養成は都）	○ （養成は都）	○
	(b) 親族後見人等地域の 後見人への支援	○	○	親族後見人支援（成年後見人ネットワーク）
	(C) 市民後見人・後見 支援員等の養成	○ 東京都社会貢献型後見人受講修了者が公社後見補助活動を担う	○ 東京都後見人等候補者養成事業修了者を町田市社協に登録	○ サポーター養成
	③後見監督	●	△ 社会後見型後見人（市長申立事案）の後見監督を申立て中	●
備考				

大阪府大阪市	兵庫県宝塚市	福岡県北九州市	
大阪市による事業委託	宝塚市から、申立支援、市長申立事案の受任等について委託	北九州市との委託契約および業務委託	北九州市からの業務委託および補助
平成19年	平成21年	平成18年	平成12年（権利擁護センター） 平成21年（権利擁護・市民後見センター）
（社福）大阪市社会福祉協議会の一部門	特定非営利活動法人	一般社団法人	（社福）北九州市社会福祉協議会の一部門
大阪市成年後見支援センター	宝塚市成年後見支援センター	北九州成年後見センター「みると」	権利擁護・市民後見センター「らいと」
6名（うち2名が専任、1名が非常勤嘱託、他は兼務） *実務者として市民後見人118名が登録	1名専従	非常勤専門職38名	30名（20名が支援員、うち16名が市民後見人養成研修修了生）
●	○	○	○
○ 「相談活動」に含めて実施	○ 本人・親族申立支援	○ 本人・親族申立支援 市長申立支援	○ （地権事業からの移行に際しての情報提供）
○ ●	●	●	○
	親族後見人受任者の集い	●	●
○ 平成19年度開始	△ （平成21年度は利用支援講座を実施）	●	○
●	●	○	●
			地域福祉権利擁護事業を実施

第9回高齢者障害者の権利擁護セミナー（平成23年2月19日開催）参加者アンケート

1.回答者の年代

20歳代（17人）、30歳代（21人）、40歳代（16人）、50歳代（19人）、
60歳代（23人）、70歳代（3人）、不明（1人）

2.あなたまたはご家族の成年後見制度の利用について

利用している（2人）、検討中（8人）、将来は考えたい（49人）、考えていない（32人）、無回答（9人）

3.相談や利用手続きなどの支援を行う「成年後見センター」について

関心が高い（86人）、関心が低い（0人）、どちらともいえない（13人）、無回答（1人）

4.成年後見センターが居住区にあれば

利用したい（70人）、利用したくない（1人）、どちらともいえない（24人）、回答（5人）

5.成年後見制度の利用で「気がかりなこと（心配など）」（自由回答）

☐ 本人のメリットで制度を活用するという例も存在する一方、周囲のメリットで働く人も多くみられる。

☐ 相談をどこにしていかわからない（センターがない場合）

☐ 子が知的障がいがあり親が亡き後、後見人の役割を担って下さる方が確保することができるか？

☐ 行政中心に成年後見センターつくるべき。

☐ お金の件でしたが最後に聞かせて頂いてわかりました。

☐ プライバシーの保護 金銭問題

☐ 費用の点（利用したくとも、これにかかる費用が高額となれば利用しづらい）

☐ 制度が複雑なので利用しようと思うまで一歩踏み出せないところがあります。費用も必要書類も諸手続きも全て理解するのに時間がかかります。

☐ 手続きが大変で必要と思っても、なかなか利用に踏み切れない。その後の対応も大変そう。

☐ 私は知的障害の子をもつ親です。子どもは後見が対象のレベルです。気がかりなことは、法では身上監護が不十分なので、その不足分の補いの方法はしたら安心（親も子も）出来るものなのか？又選挙権が無くなることはどうなのか？と思っています。

☐ 申立ての時期。どの位の支援を受けられるのか。手続きの方法やどれくらいの時間で選任してもらえるか等。

☐ 任意後見で、後見人を決めておきたいが、その時、適切な人にたのめるか？

☐ ①費用がどの程度かかるのか。 ②どの程度までの財産があれば後見制度を活用できるのか。財産と関係ないのか。 ③被後見人死後の財産処理はどういう形になるのか。

☐ 裁判所へ支払う費用が心配です。

☐ 報酬について。

- 親子関係であればトラブルが少ないと思うが、第三者が後見人をする事で起こるトラブルもあると思う。まだ始まったばかりであり、事例を積み上げることが法人後見には必要と思う。
- 後見人の選任について気がかりです。専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）に頼らざるを得ないと思っはいます。
- 申立てが面倒ではないかとの心配がある。
- 成年後見人の方を信用することができるか・・・。
- 費用、手続きの手間。
- 今回のセミナーで成年後見等の概要が理解できてよかったが、人間というのは、いつ虐待や放棄をするか解らないので、成年後見制度を担当する方だけでもしっかりと知的障がい者や認知症の人を守ってもらいたい。（ニュースとかみていると、警察とかの職務放棄とかセクハラが目につくので・・・）
- むずかしい法律用語や専門の言葉が多いことで、理解しづらい。
- 後見人は専門職から市民後見まで幅が広い訳ですが、それぞれのスキルはマチマチであり、弁護士だからと言って安心かと言えば、ソーシャルワークは専門であることを考えると課題がある。被後見人の安心やその人らしく生きるといった点を考えると後見人だけでは限界があることを理解する必要があります。そうした視点で言えば仕組みづくりや地域づくりが合わせて進めていく必要を感じました。
- 後見開始までのスピード。死後のフォロー。医療同意権。
- 金額の事、報酬が支払える能力がないかもしれない。何だか敷居が高い。行政書士、司法書士、弁護士の人が。生活が管理されている様だ。
- 申請をして、受理されるまで、時間がかかることは仕方ありませんが、正直な気持ちもう少し早くなることはできないのでしょうか？弁護士の方も忙しいのは理解できます。もし可能であれば、早く対応が出来るのであれば、お願いしてみたいです。
- 申立て費用が高額なことがどうしてもネックになる。首長申立てでも公官庁同士で費用がかかるのは納得がいけないところである。国も制度を広げたいのであれば、そのところを考えるべきである。
- 身近に相談できる機関はあるのか。過疎地では自治体にも知識のある者なく、専門職もない所が少なくない。都市部周辺は良いが心配である。
- 費用、お金。管理範囲と方法。責任はどこまで？ 家裁の管理体制。

6. その他の意見・要望（自由回答）

- センターは今後、必要不可欠。市民の身近な機関として。
- 市民後見が各地域に広がればと思った。行政ともに高齢化対策が必要である。
- 保佐をする心得等、詳しく知りたいと考えています（市民後見人にも興味があります）
- お金がほとんどかからないと聞いて安心しました。
- 毎回参加させていただいていますが、興味深いテーマをとり上げていただき勉強になります。年々パワーアップされている感じがします。これからも専門職の連携を深めて市民に力をかけてください。
- 小樽・北しりべし成年後見センターに非常に興味があったので、今年のセミナーに講演に来ることを知り、とてもうれしかったです。杜のつどいの活動について今回初めて知り勉強になったとともに、旭川でもいかしていける部分があるのではないかと感じました。
- 成年後見センターについて、相談がないのではなく、相談できる体制がないから相談がないんだと気づかされました。大変参考になりました。ありがとうございました。

□旭川市（又は広域も含めても可）、権利擁護のための「成年後見センター」の設置を強く求めています。相談、受任等々、関係者（福祉、認知他）と行政と専門職とが連携して、行政主体主導で進めてはと思っています。ご検討願いたいです。

□ボランティアの市民後見人の数が増して活動することが多くの人を救うことができると思います。

□センター設置により、法人後見の実現というよりも、市民の中に成年後見の目が育ってほしいと思います。

□旭川において、成年後見センターが是非必要と思いました。

□職務上、代行して申し立てる可能性があります。手続きや必要の判断の是非を相談できるところが多くはないので、スムーズにできるかどうか心配があります。事例に近い内容なので資料や説明がもう少し頂きたい感じがしました（包括センター勤務）

□事例紹介をもっと聞いて参考にしたい。成功事例、失敗事例も多く学びたい。

□「成年後見制度」と「いきいき自分らしく生きる」の間とは、随分と距離があるようにも感じました。鼎談は後見人が親の立場の意見になりがちで、被後見人の視点があるともっと深い話になったのではと感じました。

□後見センター、市民後見を推進するのであれば安易なものではなく、専門職後見団体との明確な役割分担と、低所得者以外が利用に支払う報酬について見直し、プロとしての認識高める必要あり。

□今、仕事上、高齢者の後見制度を申請中です。市長申立てをしたのは秋の初め頃ですが、まだ後見人が決まっていません。本人の身体状況、精神状況の悪化。特に認知症状がひどく、現在の生活では一人暮らしは難しく、施設入所も考えなくてはならない状況です。ものすごく危機感がありのは周囲であり、行政、包括は何も感じていない様子です。もっと早急に動き、高齢者が安全に生活できる様、動いて下さい。500円支払いましたが、500円の内容で少しかかりました。

□若西さんの相談する側、そして相談を聞く側の部分で、相談を聞く側が、相手の話を最初から最後まで聞いてあげる事の重要性がとても大切だと改めて感じました。後見人の申請をするにしても、他の事とも、相手の話を最後まで聞くということが、どの仕事にも通づるものだし、相手も安心して相談できることにつながると感じました。ありがとうございました。

□小樽の様な流れは稀で、つくろうとして設立できるとは限らない。関心をまず広げる活動から始める必要があるが、制度に沿った活動は過疎には難しいので何か別の方法がとれる様に目を向けてほしい。

□（小樽の）講演時間が少なかった。もっと内容、結果等が聞きたかった。後見人と保佐の違いを詳しく知りたかった。

以上

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案の概要

目的

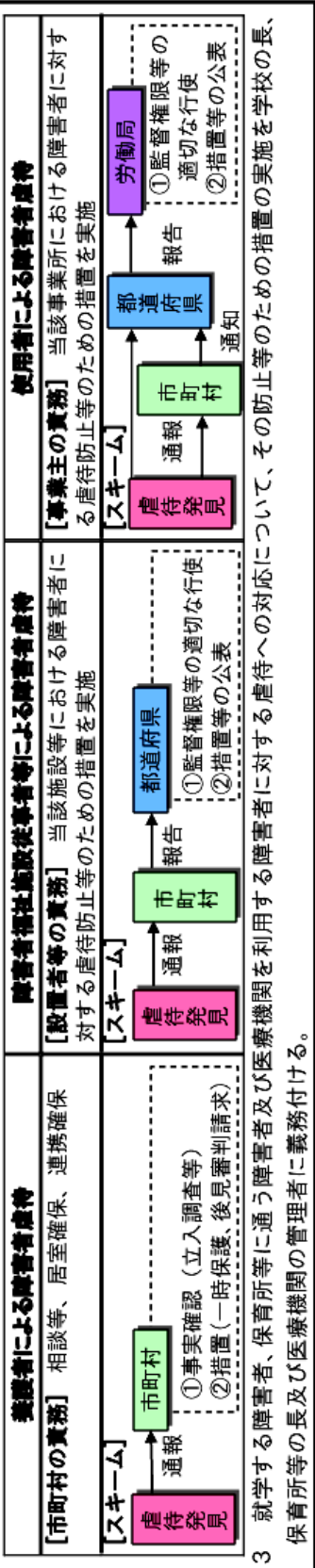
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法2条1号）。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

平成23年度予算案：403,260千円

障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う

(1) 連携協力体制整備事業

- 地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

連携協力体制を整備した上で、
(2)から(4)を地域の実情を踏まえ、実施

(3) 研修事業

- 障害福祉サービス事業所の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修を実施する。

(2) 家庭訪問等個別支援事業 (※①から⑤までの事業を適宜組み合わせて実施)

① 家庭訪問

- 過去に虐待のあった障害者の家庭やそのおそれのある障害者の家庭に対し、相談支援専門員等を訪問させることにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う。

③ 一時保護のための居室の確保等

- 事前に障害者支援施設や短期入所事業所等に依頼し、居室の確保を行うとともに、緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に虐待を受けた障害者の受入れについて支援する。

② 相談窓口の強化

- 障害者虐待に係る24時間・365日の相談体制を整備する。

④ カウンセリング

- 医師、臨床心理士等が、虐待を受けた障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者虐待を行った家族等に対して、カウンセリングを行う。

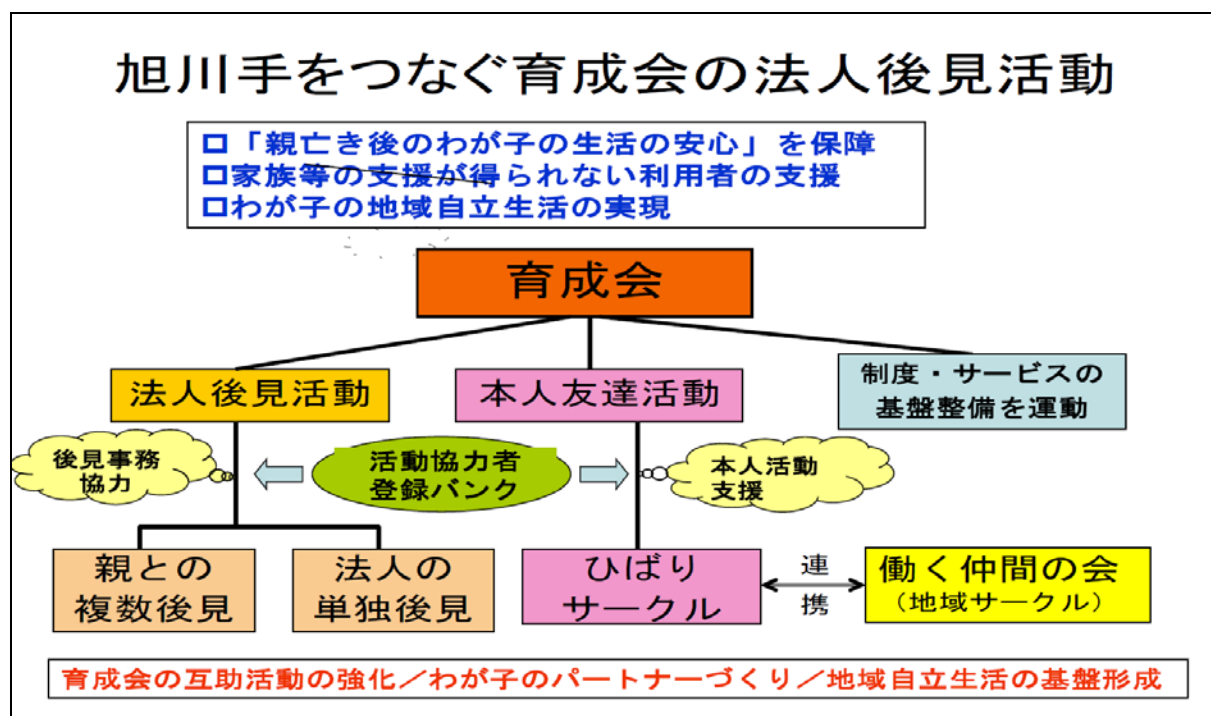
⑤ その他地域の実情に応じて行う事業

(4) 専門性強化事業

- 医師や弁護士等による医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保する。
- 有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析等を行う。

※ 障害者虐待防止・権利擁護事業（平成23年度予算案：3,450千円）
別途、国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。

資料 8 旭川手をつなぐ育成会の法人後見活動



資料 9 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の概要

地域福祉権利擁護事業は 1999 年 10 月から実施された社会福祉事業で、認知症等により判断能力が不十分な方を対象とする契約サービスである。生活支援員が定期的に訪問して相談支援と日常的な金銭管理等の生活支援を行うもので、意思能力の程度は成年後見制度の補助や保佐類型の一部と重なり、成年後見制度を補完する福祉サービスとして位置づけられている。

平成 12 年 6 月の社会福祉法の施行により第 2 種社会福祉事業「福祉サービス利用援助」として位置づけられ、同法第 81 条により都道府県社協を実施主体として管内の基幹的な市町村社協に委託して実施されるが、本道は北海道社会福祉協議会が 14 振興局に設置した地区事務所を窓口で実施している。

2003 年度に国庫補助事業名を「日常生活自立支援事業」に改称するが、北海道は旧事業名を継続している。

表-1 日常生活自立支援事業の援助の内容 （全国社会福祉協議会「2008 マニュアル」より）

援助の内容	援助の具体的内容	
福祉サービスの利用援助	・福祉サービスを利用し、また利用をやめるために必要な手続き ・苦情解決制度を利用する手続き ・住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助 ・福祉サービスの利用料を支払う手続き	定期的な訪問による生活変化の察知（見守り）
日常的金銭管理サービス	・年金及び福祉手当の受領に必要な手続き ・医療費を支払う手続き ・税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き ・日用品等の代金を支払う手続き ・上記の支払いにともなう預金の払戻、預金の解約、預金の預け入れの手続き	
書類等の預かりサービス	（保管できる書類等）年金証書、預貯金の通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印・銀行員、その他実施主体が適当と認めた書類（カードを含む）	

表-2 日常生活自立支援事業と成年後見制度の比較（全国社会福祉協議会地域福祉部作成）

	日常生活自立支援事業 (旧・地域福祉権利擁護事業)		成年後見制度(法定後見)	
所轄庁	厚生労働省		法務省	
法的根拠	社会福祉法、厚生労働省社会・援護局長通知等		民法等、政省令、家事審判規則等	
対象者(認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等)	精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者		精神上の障害により事理弁識する能力 $\left[\begin{array}{l} \text{が不十分なもの} = \text{補助} \\ \text{が著しく不十分な者} = \text{保佐} \\ \text{を欠く常況にある者} = \text{後見} \end{array} \right]$	
担い手・機関の名称	本人	利用者	本人	被補助人・被保佐人・被後見人
	援助機関	基幹的社会福祉協議会(法人) 法人の履行補助者として専門員、生活支援員	保護者 複数可	補助人・保佐人・後見人 (自然人として、親族、弁護士、司法書士、ソーシャルワーカー等、及び法人)
	指導監督機関	都道府県・指定都市社会福祉協議会(実施主体)及び運営適正化委員会	監督者	補助監督人・保佐監督人・成年後見監督人
費用	社会福祉事業として、契約締結までの費用は公的補助 契約後の援助は利用者負担(生活保護利用者は公費助成)		後見の事務に関する費用、成年後見人、監督人に対する報酬費用について、本人の財産から支弁することを明確化	
手続きのはじまり	社会福祉協議会に申し込む (本人、関係者・機関、家族等)		裁判所に申立(本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官等。市町村(福祉関係の行政機関は整備法で規定) ※本人の同意:補助=必要、保佐=後見=不要	
意思能力の確認・審査や鑑定・診断	「契約締結ガイドライン」により確認あるいは契約締結審査会で審査		医師の鑑定書・診断書を裁判所に提出(最高裁で鑑定書・診断書作成の手引き作成)	
援助の目的・理念	契約により、福祉サービスが適切に利用できるよう、その自己決定を援助		自己決定の尊重と保護の調和	
援助(保護)の特徴	生活に必要な不可欠な福祉サービスの利用に関する情報提供、相談と代行(一部代理)		法律行為を行う保護・支援制度 代理、取消、同意	
援助(保護)の種類、方法	相談	○ 福祉サービスの情報提供、助言など相談援助による福祉サービスの利用契約手続き援助	規定なし(法律行為ではないため) ※成年後見制度申立て等の相談は家庭裁判所で実施	
	法律行為・財産管理・福祉契約等	○ 日常金銭管理 ・日常金銭管理に伴う預貯金の払出し等の代理、代行 ・福祉サービス利用料支払いの便宜の供与 ○ 書類等の預かり ・証書等の保管により、紛失を防ぎ、福祉サービスの円滑な利用を支える ○ 社会福祉事業等の在宅福祉サービスの契約代理 ※ 施設入所手続きの代理は援助から除外。 ※ 上記のことを援助の種類とし、情報提供・相談、法律行為の一連の援助を権利擁護と地域福祉の視点で援助する。	○ 財産管理の法律行為(不動産の処分、遺産分割等の法律行為) ・同意権・取消権(補助は家庭裁判所が定める「特定の法律行為」、保佐は民法 12 条 1 項各号所定の行為) ・代理権(補助・保佐は申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」、成年後見は、財産に関するすべての法律行為) ※ 身上配慮義務 成年後見人等は、その事務を行うにあたっては、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態および生活の状況に配慮しなければならない旨の一般的規定を新設。また、身上監護に関する個別規定として成年後見人等による本人の不動産の処分について、家庭裁判所の許可を要する旨の規定を新設。	

出典:「2008 年日常生活自立支援事業推進マニュアル」(全国社会福祉協議会、2008.3.31p62)

せいねんこうけんせいど
成年後見制度
—— 詳しく知っていただくために ——



- 成年後見制度とは？…………… 1
- 成年後見制度を利用するための申立てについて…… 3
- 一般的な手続の流れ…………… 4
- 成年後見人の仕事について…………… 5
- 任意後見制度について…………… 7
- 成年後見登記制度について…………… 8

家庭裁判所

1 成年後見制度とは？

せいねんこうけんせいど

成年後見制度とは どのような制度なのですか？



認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「本人」といいます。）について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

Q どのような種類があるのですか？

- 判断能力が不十分になる前に ➡ 任意後見制度
将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」が利用できます。
【▶ 詳しくは7ページ】
- 判断能力が不十分になってから ➡ 法定後見制度
家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる「法定後見制度」が利用できます。利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。
本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度を利用できます。
【▶ 事例は2ページ】



法定後見制度の3種類

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる方	本人、配偶者、四親等内の親族、被選挙人、市区町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、被選挙人、市区町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、被選挙人、市区町村長など
成年後見人等の権限	● 財産管理についての全般的な代理権、取決権（日常生活に関する行為を除く） ● 財産管理に関する行為（※1） ● 特定の事項（※2）の取決権（日常生活に関する行為を除く） ● 特定の事項（※3）についての代理権	● 特定の事項（※1）の取決権（日常生活に関する行為を除く） ● 特定の事項（※2）の取決権（日常生活に関する行為を除く） ● 特定の事項（※3）についての代理権	● 特定の事項（※1）の取決権（日常生活に関する行為を除く） ● 特定の事項（※2）の取決権（日常生活に関する行為を除く） ● 特定の事項（※3）についての代理権
制度を利用した場合の資格などの制限	● 医師、松理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失う、選挙権を失うなど	● 医師、松理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失うなど	● 医師、松理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失うなど

※1 民法3条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。
※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利でないか検討して、同意がない場合は同意（了承）する権限です。保佐人、補助人は、この同意がなくても本人の行為を取り消すことができます。
※3 民法3条1項に掲げられている同意を要する行為に限定されません。

Q どのような場合に、法定後見制度を利用するのですか？

法定後見制度を利用した例として、次のような事例をご紹介します。

後見

本人は5年ほど前から認知症の症状が見られるようになり、2年前からは入院しています。ある日、本人の弟が死亡し、本人が弟の財産を相続することになりました。弟には負債がなく、困った本人の妻は本人のために相続放棄の手続きをとりたいと考えました。

本人の妻が後見開始の審判の申立てを行い、家庭裁判所の審判を経て、本人について後見が開始されました。成年後見人には妻と司法書士が選任され、妻が本人の入院費などを、司法書士が相続放棄の手続きや本人の財産管理を、それぞれ行うことになりました。

保佐

本人は一人暮らしをしていましたが、最近認知症の症状が進み、買い物の際に1万円札を出したか5千円札を出したか分からなくなることなどが多くなり、日常生活に支障が出てきました。そこで、本人は隣県に住む長男と同居することになり、今まで住んでいた自宅の土地・建物を売却することになりました。

長男が保佐開始の審判の申立てをし、あわせて土地、建物を売却すること及び売却代金を管理することについての代理権付与の審判の申立て（※4）をしました。家庭裁判所の審判を経て、本人について保佐が開始され、長男が保佐人に選任され土地売却等についての代理権も与えられました。長男は、家庭裁判所から別途申立てた居住用不動産の処分についての許可の審判を受け、本人の自宅を売却することができました。

補助

本人は最近、訪問販売員から必要のない高価な品物をいくつも購入するなど、軽度の認知症の症状が見られるようになり、ある日、同居中の次女が外出している間に、訪問販売員に勧められ、定期預金を解約して必要のない高額の良取を何枚も購入してしまいました。

次女が補助開始の審判の申立て（※4）をし、あわせて本人が高額の品物を購入することについての同意権付与の審判の申立て（※4）をしました。家庭裁判所の審判を経て、本人について補助が開始され、次女が補助人に選任されました。次女には同意権が与えられ、本人が次女に断りなく高額の品物を購入してしまった場合には、次女がその契約を取り消すことができるようになりました。

※4 保佐・保佐人による代理権を有する場合は、補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を有する場合は、本人の同意が必要となります。

成年後見人としての責任は、申立てのきつかけとなった問題が解決した後も続きます。▶詳しくは8ページ

2 成年後見制度を利用するための 申立てについて

せいねんこうけんせいど

Q 申立ては、
どこの家庭裁判所に
すればよいのですか？

A 本人の住所地を管轄する家庭裁判所にしてください。
管轄の家庭裁判所が分からない場合は最寄りの家庭裁判所に
おたずねください。

Q 誰が、申立てをすることが
できるのですか？

A 申立てをすることができるとは、本人、配偶者、四親等内の親族（※6）
などに限られています。
その他に市区町村長が申し立てることもできます。

※5 四親等内の親族とは、主に次の方たちです。

- 親・祖父母・子・孫・ひ孫
- 兄弟姉妹、甥、姪
- おじ、おば、いとこ
- 配偶者の親・子・兄弟姉妹

Q 申立てに必要な書類や費用などは、どのようにになっているのですか？

A 申立てに必要な書類や費用のうち、主なものは次のとおりです。

- 申立書（※6）
- 診断書（成年後見用）（※6）
- 申立手数料（1件につき800円分の収入印紙）（※7）
- 登記手数料（2,600円分の収入印紙）（※8）
- 郵便切手（※9）
- 本人の戸籍謄本（※10） など

詳しくは、家庭裁判所に用意されている一覧表などでご確認ください。

鑑定について

本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するため、医師による鑑定を行うことがあります。この
場合、鑑定料が必要になります。

鑑定料の額は程々の事案によって異なります。

鑑定が必要となる事案では、申立ての時に鑑定料をあらかじめ納めていただくことがあります。

申立てに必要な費用は、鑑定料を含め原則として申立人が負担します。

なお、経済的に余裕のない方については、日本司法支援センター（法テラス）による申立書作成費用及び鑑定料の立替え
など民事法律扶助の各種援助を利用できる場合があります。詳しくは法テラスコールセンター（0570-073374）へお電話く
ださい。

- ※6 用紙は家庭裁判所入手です。また、裁判所ウェブサイト、家事手続情報サービスから入手することもできます。裏表紙をご覧ください。
- ※7 休労や補助において、大規模や同業種を付与する審判を同時に申し立てる場合、これらの申立てそれぞれにつき収入印紙800円分が必要になります。
- ※8 申立書に貼らずにご提出ください。
- ※9 額については、申立てをする家庭裁判所にご確認ください。
- ※10 本人の本籍地の市区町村役場でお取りください。

一般的な手続の流れ

市区町村・民間団体等

- 市区町村に設置されている地域包括支援センター、日本司法支援センター（法テラス）、成年後見制度に関わる専門職の団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会など）、成年後見制度を利用するための手続、必要な書類、成年後見人になってくれる方の確保などについて、あらかじめ相談することができます。

家庭裁判所

【手続案内】

- 後見等の開始の手続の流れや、申立てに必要な書類等について、ご説明します（説明用のビデオ（DVD）も用意しております。）。

【申立て】

- 申立てには、申立書などの書類や、申立手数料などの費用が必要です。▶詳しくは3ページ
- 申立てのため来庁する日時について、電話で予約をしていただく家庭裁判所もあります。

【審判・調置・鑑定等】

- 申立て後、裁判所の職員が、申立人、後見人候補者、本人から事情をうかがったり、本人の親族に後見人候補者についての意見を照会することがあります。また、必要に応じて、家事審判官（裁判官）が事情をたずねること（審問）もあります。
- 本人の判断能力について、鑑定を行うことがあります。

【審判（後見等の開始・成年後見人等の選任）】

- 家庭裁判所は、後見等の開始の審判をすると同時に、最も適任と思われる方を成年後見人等に選任します。
- 審判は、不服申立てがなければ、成年後見人等が審判書を受領してから2週間後に確定します。審判に不服がある申立人などは、この2週間の間に不服申立て（即時抗告の手続をとることができます。ただし、誰を成年後見人に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。

成年後見人等の仕事が始まります！
▶詳しくは5ページ

法務局 成年後見登記
▶詳しくは8ページ

3 成年後見人の仕事について

※以下の説明は保佐人、補助人にもあてはまります。

成年後見人には、どのような方が選ばれるのですか？



- 家庭裁判所が、最も適任だと思われる方を選任します。本人が必要とする支援の内容などによっては、申立ての際に挙げられた候補者以外の方（弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士等の専門職や、法律又は福祉に関わる法人など）を選任することもあります。
 - 本人に対して訴訟をしたことがある、破産者である、以前に成年後見人を辞めさせられたことがあるなど、一定の事由がある方は、成年後見人となることができません。
- ※成年後見人から請求があった場合、家庭裁判所の判断により、本人の財産から報酬が支払われることになります。

成年後見人の役割は何ですか？

- 成年後見人の役割は、本人の尊厳を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援することです。
- 成年後見人の仕事は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人の仕事ではありません。
- 成年後見人はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の指示等を受けることになります（これを「後見監督」といいます。）。

ご注意！ 成年後見人は本人の財産を適切に維持管理しなければなりません。

成年後見人は、本人の利益のために、本人の財産を適切に維持し管理する義務を負っています。保佐人、補助人も、与えられた権限の範囲内で同様の義務を負っています。

そのため、たとえ本人と成年後見人が親族関係にある場合でも、あくまで「他人の財産を預かって管理している」という意識を持って、成年後見人の仕事に取り組むことが大切です。

成年後見人が本人の財産を長機的に運用することや、自らのために使用すること、親族などに贈与・貸付をすることなどは、原則として認められません。

成年後見人が、家庭裁判所の許可なしに、本人の財産から報酬を受けることは認められていません。

成年後見人が本人の財産を不適切に管理した場合、成年後見人を解任されるほか、損害賠償請求を受けると民事責任を問われたり、業務上横領などの罪で刑事責任を問われたりすることもあります。

成年後見人は、具体的には、次のようなことを行います

まずは

- ①財産目録を作る
本人の財産の状況などを明らかにし、成年後見人選任後1カ月以内に、家庭裁判所に財産目録を出します。
- ②今後の予定を立てる
本人の意向を尊重し、本人にふさわしい暮らし方や支援の仕方を考えて、財産管理や介護、入院などの契約について、今後の計画と収支予定を立てます。

日々の生活で

● 本人の財産を管理する
本人の預金通帳などを管理し、収入や支出の記録を残します。



本人

成年後見人

必要に応じ

● 本人に代わって契約を結ぶ
介護サービスの利用契約や、施設への入所契約などを、本人に代わって行います。

仕事の状況を

● 家庭裁判所に報告する
家庭裁判所に対して、成年後見人として行った仕事の報告をし、必要な指示等を受けます（これを「後見監督」といいます。）。

成年後見人の任期はいつまでですか？

- 通常、本人が病気などから回復し判断能力を取り戻したり、亡くなるまで、成年後見人として責任を負うことになります。申立てのきつかけとなった当初の目的（例えば、保険金の受領や遺産分割など）を果たしたら終わりというものではありません。
- 成年後見人を解任するには、家庭裁判所の許可が必要となり、それも正当な事由がある場合に限り、補助人は、代理権が与えられた特定の法律行為が完了するなどの場合、代理権や同意権を取り消す審判を申し立てるなどして、その仕事を終えることができる場合があります。

家庭裁判所では、成年後見人の仕事と責任についてわかりやすく説明したビデオも用意しております。



Q どのようなときに、登記事項の証明書・登記されていないことの証明書を利用できますか？

たとえば、成年後見人が、本人に代わって財産を売買するときや、介護サービス提供契約などを締結するときに、取引相手に対し登記事項の証明書を提示することによって、その権限などを確認してもらおうという利用方法が考えられます。また、成年後見（法定後見・任意後見）を受けていない方は、自己が登記されていないことの証明書の交付を受けることができます。

Q どのように登記事項の証明書・登記されていないことの証明書の交付請求をするのですか？

交付請求ができる方

登記されている本人、その配偶者・四親等内の親族、成年後見人など、一定の方に限定されています。

窓口又は郵送での請求

窓口での交付は、東京法務局民事行政部後見登録課及び東京法務局以外の各法務局・地方法務局（本局）の戸籍課で行っています。また、返信用封筒（あて名を書いて、切手を貼ったもの）を同封して東京法務局に郵送で請求することもできます。（※13）

請求の際は、決められた申請書に、収入印紙（手数料）（※14）を貼り、必要な書面（※15）を添えて請求してください。登記されていないことの証明申請書の書き方は右ページのとおりです。

なお、証明書を交付する際には、免許証・保険証など本人確認のための資料の提示・提供が必要です。窓口で申請される場合には係員の指示に従って提示してください。また、郵送で申請される場合には、あらかじめコピーしたものを同封する必要があります。

※13 請求先

東京法務局民事行政部後見登録課 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段南2合副庁舎4階
電話03-5213-1234（代表）、03-5213-1380（ダイヤルイン）

※14 収入印紙（手数料）の額 登記事項の証明書……1通につき550円 登記されていないことの証明書……1通につき300円

※15 本人の配偶者又は四親等内の親族が証明書の交付請求をする場合には、親族関係を証する書面として戸籍簿（抄）本や住民票等を添付する必要があります。また、本人から委任を受けた代理人が、本人に代わって証明書の請求をすることもありますが、その場合には、委任状を添付することが必要となります。

登記されていないことの証明申請書の書き方

申請書は、最寄りの法務局・地方法務局や、法務省のホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）で取り寄せられます。

1 自分の証明書を申請する場合 （乙中花子さんが自分の証明書を申請する場合）

- 請求される方、証明を受ける方はいずれも花子さんとなります。
- 添付書類は不要です。

2 本人の配偶者又は四親等内の親族が申請する場合 （甲野秋男さんが父の甲野太郎さんの証明書を申請する場合）

- 請求される方は秋男さん、証明を受ける方は太郎さんとなります。
- 本人との関係を証明する戸籍簿（抄）本などを添付します。

成年後見制度についてのお問い合わせ先

成年後見制度に
ついてのご相談は

各市区町村の 地域包括支援センター

- * 法定後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もあります。詳しくは、各市区町村の窓口へおたずねください。
- * 障害者の方の相談窓口は、市区町村及び市区町村が委託した指定相談支援事業者となりますので、ご注意ください。

法的なトラブルを解決する
ために役立つ法制度情報や、
最も適切な相談窓口の
情報については

日本司法支援センター 法テラス

<http://www.houterasu.or.jp/>



法的トラブルで困った時には

0570-078374

- * 固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話することができます。
- * PHS・IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。
- * ウェブサイトから、電子メールによる問い合わせも受け付けています。

任意後見契約に
ついては

日本公証人連合会 (TEL 03-3502-8050)

<http://www.koshonin.gr.jp/>

または

全国の公証役場

成年後見の申立てを
行うための
手続、必要書類、
費用等については

◆裁判所ウェブサイトのご案内

裁判所

検索

<http://www.courts.go.jp/>

◆家事手続情報サービスのご案内



0570-031840

ファクシミリ機能付き電話で、音声案内に従って次のコード番号をプッシュしてください。

- 後見開始（案内）5401 / （申立書・記入例）7401
 - 保佐開始（案内）5402 / （申立書・記入例）7402
 - 補助開始（案内）5403 / （申立書・記入例）7403
 - 任意後見監督人選任（案内）5404 / （申立書・記入例）7404
- ※ 1分10円（税別）の通話料金のみでご利用いただけます。（携帯電話や公衆電話等の場合は、料金が異なります。）



資料 11 旭川福祉後見支援研究会の概要と研究会活動一覧

1. 旭川福祉後見支援研究会の概要

発 足 2011 年 5 月

構 成 旭川地域で活動する 18 機関・団体（名簿は次頁）

目 的 成年後見制度の利用を促進し、旭川地域の実情に即した成年後見制度の有効活用のためのしくみづくりの検討を行う

検討課題

1. 制度の適切な普及と運営の方策について
2. 旭川市及び近隣市町村における活動連携の方策について
3. 福祉ニーズを強くもつ方への成年後見活動について
4. 福祉後見センター（仮称）の設置構想について

活 動

定例研究会 月 1 回／権利擁護ニーズ調査／先進地域視察 他
福祉後見センター（仮称）設置構想を立案し、旭川市に要請

事務局

旭川手をつなぐ育成会／事務協力：道北ぱあとなあ（社会福祉士）

活動助成

北海道社会福祉総合基金（北海道社会福祉協議会）

2. 旭川福祉後見支援研究会構成団体 注：○は研究会呼びかけ世話人団体

- 旭川弁護士会高齢者・障がい者権利委員会
- 成年後見センター・リーガルサポート旭川支部
- 北海道社会福祉士会道北地区支部（権利擁護センター「道北ぱあとなあ」）
 - 旭川市社会福祉協議会
 - 旭川市老人福祉施設協議会
 - 旭川知的障がい施設連絡会
 - 旭川市障害者総合相談支援センターあそと
 - 上川圏域障がい者総合相談支援センターねっと
 - 発達障害者支援道北地域センターきたのまち
 - 旭川市居宅介護支援事業所等連絡協議会
 - 神居・江丹別地域包括支援センター
 - 神楽・西神楽地域包括支援センター
 - 春光・春光台地域包括支援センター
 - 北海道医療ソーシャルワーカー協会北支部
 - 北海道精神保健福祉士協会
- 旭川手をつなぐ育成会
- 旭川大学保健福祉学部 白戸一秀

3. 旭川福祉後見支援研究会構成団体登録・参加者名簿 注：◎座長、○事務局長

構成団体	氏名	構成団体	氏名
旭川弁護士会	菅沼 和歌子	神楽・西神楽地域包括支援センター	今井 敦
	飯塚 正浩	春光・春光台地域包括支援センター	本間 邦夫
	国分 妙子	旭川市居宅介護支援事業所等連絡協議会	林 敏
	南部 潤一郎		佐々木 弦
成年後見センター・リーガルサポート旭川支部	丹羽 ひとみ	北海道医療ソーシャルワーカー協会北支部	石山 武浩
	上村 修一郎		山田 純一
	岸本 小百合	北海道精神保健福祉士協会	乳井 雅子
北海道社会福祉士会道北地区支部 (権利擁護センター・道北ばあとなあ)	○瀬川 俊行	旭川市老人福祉施設協議会	杉野 勝美
	平川 俊彦		吉田 伸彰
	福島 将恭		伊藤 大介
	山口 昌宏	旭川知的障がい施設連絡会	日向 透
旭川市社会福祉協議会	松林 邦昭	旭川手をつなぐ育成会	峰木 光春
旭川市障害者総合相談支援センターあそと	沼田 美恵子		吉岡 紗千子
	西 昌直		三上 弘
上川圏域障がい者総合相談支援センターねっと	乳井 雅子		武田 晴美
発達障害者支援道北地域センターきたのまち	今野 正孝		松平 昇三
	加茂 祐子		寺田 保徳
神居・江丹別地域包括支援センター	林 和典	旭川大学保健福祉学部	◎白戸一秀

<事務局>北海道社会福祉士会道北地区支部：瀬川俊行、福島将恭、平川俊彦、山口昌宏、森屋太郎、林かおり、箭原実 / 旭川手をつなぐ育成会：寺田保徳

4. 旭川福祉後見支援研究会活動日程

第1回 5月18日	協議：研究会の設置、運営及び活動計画
第2回 6月29日	報告：旭川市居宅介護支援事業所等連絡協議会、北海道医療ソーシャルワーカー協会北支部、旭川市地域包括支援センター
第3回 7月13日	報告：障害者相談支援3センター、旭川知的障がい施設連絡、旭川手をつなぐ育成会 行政報告：旭川市成年後見制度利用支援事業の概要（保健福祉部保険福祉課）
第4回 8月10日	報告：旭川市老人福祉施設協議会、旭川市社会福祉協議会、道北地区ばあとなあ北海道（社会福祉士会）
視察 8月24日	小樽・北しりべし成年後見センター（小樽市）
調査 8月16日 - 9月16日	成年後見・権利擁護ニーズ実態調査
第5回 9月14日	報告：成年後見センター・リーガルサポート旭川支部、旭川弁護士会高齢者・障がい者権利委員会 協議：センター構想について
第6回 10月12日	協議：センター構想について、研究会報告書（案）の検討
第7回 11月9日	協議：研究会報告書（案）の検討
第8回 11月16日	協議：研究会報告書のまとめ
以降	旭川市役所に研究会報告書を提出、センターの設置要望 関係機関・団体への報告書の周知とセンター設置の運動 センター機能の展開、制度の普及と地域ネットワークの構築に向けた検討 他

<参考、引用文献>

- 成年後見制度研究会報告『成年後見制度の現状の分析と課題の検討ー成年後見制度のさらなる円滑な利用に向けてー』（2010年7月、民事法務協会）
- 『市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会報告』（2007年3月、日本成年後見法学会）
- 『市町村における成年後見制度の利用と支援基盤整備のための調査研究会報告』（2010年年3月、日本成年後見法学会）
- 『市町村長の後見申立と市民後見人ー後見実施機関の創設ー』（2011年3月10日、介護と連動する市民後見研究会）
- 「きめ細やかな福祉的支援を必要とする人への後見のあり方」『平成15年度地域福祉権利擁護事業の運営基盤に関する調査研究報告書』（2004年6月、全国社会福祉協議会、第3部第3章第1節）
- 厚生労働省未来志向研究プロジェクト『「福祉後見サポートセンター」設立研究事業』平成16年度研究報告書（2005年3月、伊賀市、伊賀市社会福祉協議会）
- 提言『市民後見のあり方に関する意見』（日本弁護士連合会、2010年9月17日）
- 「市民後見」『知的障害福祉研究 SUPPORT』（2010年10月、日本知的障害福祉協会）／時評「市民後見から福祉後見へ」『北海道町村会報』（2010年9月、北海道町村会）
- 厚生労働省、法務省、最高裁判所関係資料／その他

旭川福祉後見支援研究会検討報告書
『成年後見制度と権利擁護活動を推進する「公的な専門機関」の必要性』
～「地域社会が支える成年後見制度」の実現をめざして～

発行日：2011 年 11 月 16 日
編集発行者：旭川福祉後見支援研究会

本研究は北海道社会福祉総合基金（北海道社会福祉協議会）の研究助成を受けて実施されました